

建設業許可申請の手引き

（近畿地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け手引き）

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課
（令和7年3月）

目次

I. 建設業の許可の概要について

1 建設業の許可とは	・・・ 2
2 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分	
3 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	・・・ 3
4 「許可業種」の区分	
5 許可の有効期間	・・・ 4
6 申請書の申請期限等	

II. 許可の要件について

1 「許可要件」と「欠格要件」とは	・・・ 5
2 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者	
3 適切な社会保険に加入	・・・ 8
4 営業所技術者等（専任の者）	・・・ 9
5 誠実性	・・・ 12
6 財産的基礎等	
7 欠格要件	・・・ 13

III. 許可申請の手続きについて

1 「申請区分」と「手数料」	・・・ 15
2 許可申請書類等の法定書類	・・・ 16
3 「申請方法」と「標準処理期間」	・・・ 19
4 申請書類等の「提出部数」と「提出先」	
5 「許可申請の取下げ」及び「登録免許税の還付」	・・・ 20

IV. 変更届等の提出について

1 許可を受けた後の届出等	・・・ 21
2 事業年度終了後の届出	・・・ 25
3 届出の方法	・・・ 26

V. 許可証明書の交付について

・・・ 27

VI. 許可申請書類等の閲覧について

・・・ 28

VII. 個人情報の取り扱いについて

・・・ 28

（参考資料）

別紙① 建設工事の業種区分一覧表	・・・ 29
別紙② 指定学科一覧表	・・・ 31
別紙③ 一般建設業の営業所技術者等となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧表	
別紙④ 営業所技術者等の有資格コード一覧表	・・・ 32
別紙⑤ 近畿地方整備局管内所在の大臣許可に係る許可要件等の確認のために必要な資料	・・・ 39
● 建設業許可申請関係書面記載例	・・・ 47

I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいとされています。（建設業法（以下「法」という。）第3条第1項）

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額（※）が

- 「建築一式工事」の場合 → 1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- 「建築一式工事以外」の場合 → 500万円に満たない工事

※1消費税及び地方消費税相当額を含む。

※1注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

取得する建設業許可が国土交通大臣許可（以下「大臣許可」という。）となるか、都道府県知事許可（以下「知事許可」という。）となるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。（法第3条第1項）

国土交通大臣許可

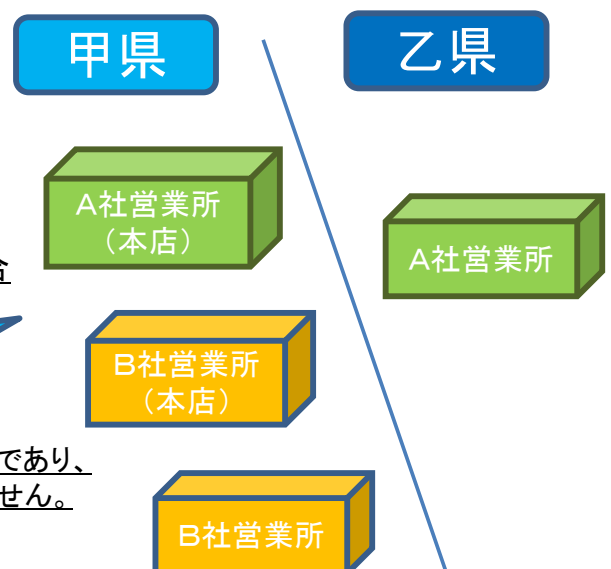
・2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

・1つの都道府県のみ営業所を設けて営業しようとする場合

この場合、B社は甲県の知事許可、A社は大臣許可になります。

※大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域に制限はありません。



「営業所」とは

- 営業所とは、「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、ここでのいう営業所に該当します。
- 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
- 単に登記上の本店等とされているだけで、実質的に建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業と無関係な支店、営業所等は、ここでのいう営業所には該当しません。
- 許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

I. 建設業許可の概要について

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

建設業の許可は、以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。（法第3条第1項）

特定建設業許可

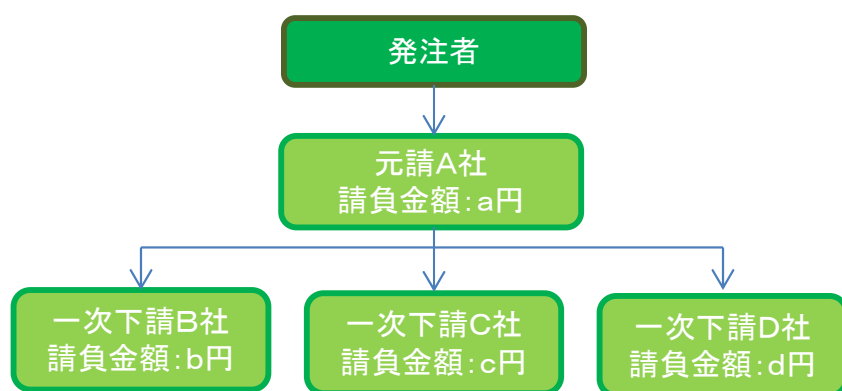
発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請代金の額（その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額）が**5,000万円以上（※）**となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可です。

※建築一式工事の場合は**8,000万円以上**

※消費税及び地方消費税相当税を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可です。



元請A社の場合

- 下請発注額の合計（b円＋c円＋d円）が**5,000万円以上**の場合は、特定建設業の許可が必要です。
※建築一式工事の場合は**8,000万円以上**となります。
- 元請A社の請負金額に制限はありません。
・一次下請に発注する額によって、「一般建設業」か「特定建設業」かを判断します。
- 「特定建設業」の許可が必要となるのは、発注者から直接工事を請け負った元請負人に対してのみです。
・一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

4. 「許可業種」の区分

建設業の許可は、29の建設工事の業種ごとに受けなければなりません。各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。建設工事の業種は大きく分けて2つの一式業種と27の専門業種があります。（詳細：別紙①「建設工事の業種区分一覧表」をご覧ください。）

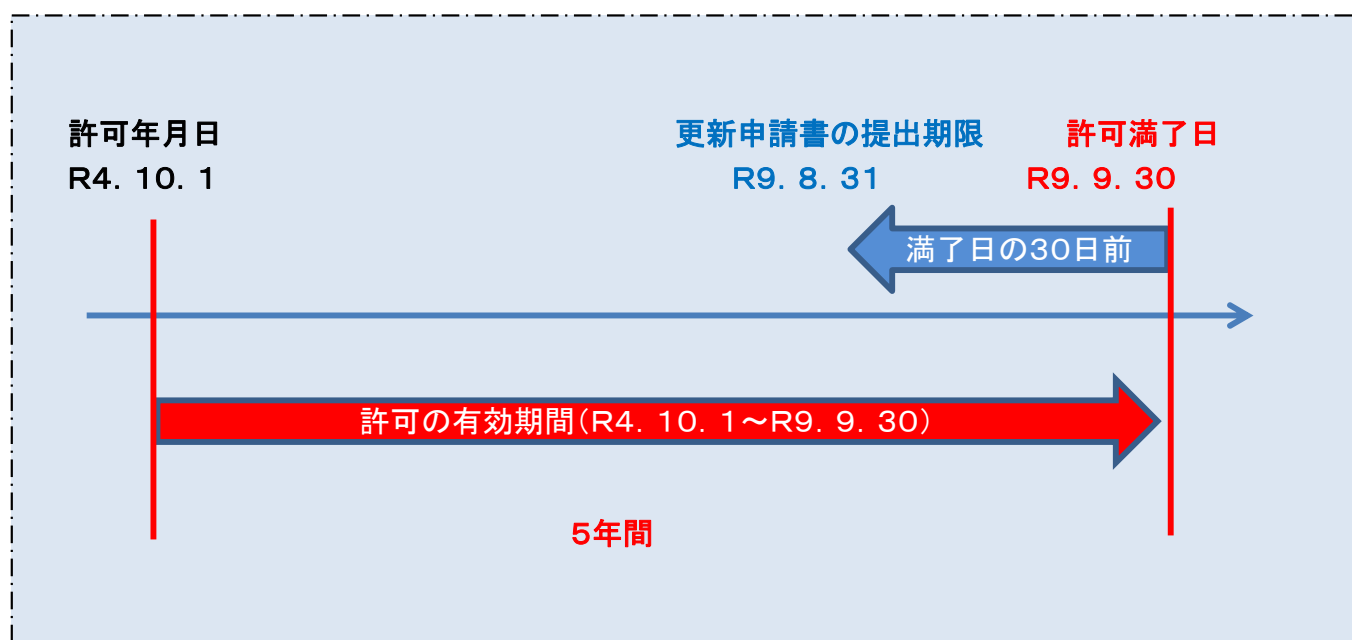
区分	建設業の業種		建設工事の内容
一式業種 (2業種)	土木工事業 建築工事業		大規模又は施工内容が複雑な工事を原則として、元請業者の立場で総合的にマネージメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門業種 (27業種)※	大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 電気工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 解体工事業	ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 機械器具設置工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 造園工事業 さく井工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業	専門工事の実施工を行うために必要な業種

※「土木工事業」又は「建築工事業」の許可を受けた者が、他の専門工事を単独で請負う場合は、当該専門工事業の許可が必要となります。

I. 建設業許可の概要について

5. 許可の有効期間

- 許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。（法第3条第3項、施行規則第5条）
- 更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。（法第3条第4項）
- 許可の更新申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより、従前の許可がその効力を失った後も継続して施工することができます。（法第29条の3第1項）



6. 申請書の申請期限等

- 「更新」: 前記5のとおり、許可の有効期間が満了する日の30日前までに申請書類を提出して下さい。
- 「般・特新規+更新」、「業種追加+更新」、「般・特新規+業種追加+更新」: 許可の有効期間が満了する日の6ヶ月前までに申請書類を提出して下さい。
※ 申請期限が過ぎてから申請することのないよう十分ご注意願います。
- 許可の一本化（許可の有効期間の調整）
同一業者で許可日の異なる2つ以上の許可を受けているものについては、先に有効期間の満了を迎える許可の更新申請する際に、有効期間が残っている他の全ての許可についても、同時に1件の許可の更新として申請することができます。
- いずれの申請も、申請から許可等処分がなされるまでに通常要する標準的な処理期間は、概ね90日程度を目安としています（標準処理期間）。
※ 上記期間には、書面上の不備の是正を求める補正等に要する期間を含みません。

Ⅱ. 許可要件について

1. 「許可要件」と「欠格要件」とは

建設業の許可を受けるためには、5つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

- ① 適正に建設業に係る経營業務を行うことができる体制を有する者であること。
- ② 適切な社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入している者であること。
- ③ 営業所ごとに「営業所技術者等(専任の者)」を配置していること。
- ④ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- ⑤ 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

- ① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
- ② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合(7. 欠格要件を参照)

2. 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者

建設業に関し、一定の経験を有する者(常勤役員等1人もしくは常勤役員等1人+当該常勤役員等を直接補佐する者)を配置し、適正な経営体制を確保することが必要です。

建設業の経営は、他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経營業務について、一定期間の経験を有した者が最低でも1人又は経營業務の管理を適正に行うに足る体制が必要であると判断され、この要件が定められたものです。

※ 許可を取得した後に、経營業務の管理責任者が退職等により、後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可の取消しとなります。(法第29条第1項第1号)

●「常勤役員等」とは

法人である場合: 役員のうち常勤である者。
個人である場合: その者又はその支配人。

○「役員」とは

- ・業務を執行する社員 → 持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員
- ・取締役 → 株式会社の取締役
- ・執行役 → 指名委員会等設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者 → 法人格のある各種組合等の理事等

※ 「これらに準ずる者」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な**権限委任**を受けた執行役員等については、含まれます。

※ 執行役員の経營業務の管理責任者については、事前に**個別の認定が必要になります。**

○「常勤であるもの」とは

主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事(テレワークを行う場合を含む。)している者をいいます。

●「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等、建設業の経營業務について、総合的に管理した経験を有する者をいいます。

●建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる一定の経験とは以下とおりです。

経験期間の地位	〔建設業に関する経営業務の管理責任者〕 役員、事業主、支配人、支店長、営業所長等(営業取引上対外的に責任を有する地位)	〔建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位〕(※1) 役員又は事業主に次ぐ職制上の地位	〔建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位〕(※1)役員、組合理事、事業主又は支店長、営業所長に次ぐ職制上の地位	建設業の役員又は役員等に次ぐ職制上の地位(※2)	役員等 (建設業以外を含む)
経験内容	経営業務の管理責任者としての経験	執行役員等としての経営管理経験(a)	経営業務を補佐した経験(b)	建設業に関し、役員等としての経験及び役員等に次ぐ職制上の地位にて財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの業務の経験	役員等としての経験
必要経験年数	5年	5年	6年	5年以上 (建設業の役員等の経験2年以上を含む)	
常勤役員等を直接補佐する者(※3)				建設業の財務管理・労務管理・業務運営について当該建設業者でそれぞれ業務経験5年以上の者(※4) (1人が複数の経験を兼ねることが可能)	
根拠法令	・規則第7条第1号イ(1)	・規則第7条第1号イ(2) (個別認定が必要)	・規則第7条第1号イ(3) (個別認定が必要)	・規則第7条第1号ロ(1) (個別認定が必要)	・規則第7条第1号ロ(2) (個別認定が必要)

※1 「経営業務の管理責任者に準ずる地位」の経験とは …

(a) 執行役員等としての経営管理経験

業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあり、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委任を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験

(b) 経営業務を補佐した経験

経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について従事した経験(6年以上必要)

※2 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは …

申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。

※3 「直接に補佐する」とは …

常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいう。

※4 「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」の業務経験とは …

(a) 財務管理の業務経験

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。

(b) 労務管理の業務経験

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。

(c) 業務運営の業務経験

会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。

上記の経験は、許可の申請を行っている建設業者及び建設業を営む者における経験に限られます。(他社での経験は含まれません。)

常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱います。

(注) 詳しい内容については、「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年4月3日国総建第97号)を参照してください。

また、「準ずる地位での経験」「役員等に次ぐ職制上の地位にある者」、「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の場合は、事前に個別の認定が必要になりますので、十分な期間をもって、事前に近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課建設業係の担当者にご相談下さい。

Ⅱ. 許可の要件について

●個別の認定申請に必要な確認資料（申請にあたっては事前に十分な期間をもって、ご相談下さい。）

（取締役等に準ずる者としての職制上の地位の認定）

- 組織図その他これに準ずる書類
 - ・申請時における被認定者の地位が取締役に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）にあることを確認します。
- 業務分掌規定その他これに準ずる書類
 - ・業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認します。
 - ・建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門の事業執行に係る権限委譲を受けた執行役員等は認められません。
- 定款、執行役員規定、執行役員職務分掌規定、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これに準ずる書類
 - ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認します。

（権限委譲を受けた執行役員等としての経營業務を管理した経験の認定） 規則第7条第1号イ(2)

- 組織図その他これに準ずる書類
 - ・被認定者による経験が取締役に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）における経験であることを確認します。
- 業務分掌規定その他これに準ずる書類
 - ・被認定者が業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認します。
 - ・建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（一部の営業部門のみを分掌する場合や資金・資材調達のみ分掌する場合等）の事業執行に係る権限委譲を受けた執行役員等は認められません。
- 定款、執行役員規定、執行役員職務分掌規定、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これに準ずる書類
 - ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認します。
- 取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類
 - ・執行役員等の経験期間（5年以上）を確認します。

（経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験の認定） 規則第7条第1号イ(3)

- 組織図その他これに準ずる書類
 - ・被認定者による経験が取締役に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）における経験であることを確認します。
- 業務分掌規定その他これに準ずる書類
 - ・経験内容が、建設工事の施工に必要な資金の調達、技術及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般(一部のみは不可)について従事した経験であることを確認します。
- 人事発令書その他これに準ずる書類
 - ・経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験期間(6年以上)を確認します。

（建設業の役員又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験の認定） 規則第7条第1号ロ(1)

- ・建設業の役員等の経験
- 登記事項証明書
- 建設業許可通知書(写)
- ・役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験
- 組織図その他これに準ずる書類
 - ・取締役、執行役、組合理事、事業主、支配人等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）での経験であることを確認します。
- 業務分掌規定その他これに準ずる書類
 - ・財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関する事業部門での経験であることを確認します。
- 取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類
 - ・建設業の役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験期間(3年等)を確認します。

（役員等としての経験の認定） 規則第7条第1号ロ(2)

- ・建設業の役員等の経験
- 登記事項証明書
- 建設業許可通知書(写)
- ・役員等の経験
- 登記事項証明書

（常勤役員等を直接補佐する者の職制上の地位及び業務経験の認定） 規則第7条第1号ロ(1)(2)

- 組織図その他これに準ずる書類
 - ・被認定者(直接補佐者)の地位が常勤役員等に次ぐ職制上の地位(役員の直下)にあり、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う者であることを確認します。
- 業務分掌規定その他これに準ずる書類
 - ・被認定者による経験内容が申請業者における建設業の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験であることを確認します。
- 人事発令書その他これに準ずる書類
 - ・業務経験の期間(5年以上)を確認します。

Ⅱ. 許可の要件について

3. 適切な社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入している者であること

法令上加入が義務付けられている保険に加入していない者は適正に経営を行っているとはいえないため、適正な経営を行うことができることを要件とする法第7条第1号の基準として規定するものです。

具体的には、次のいずれにも該当する者であることを要件とします。

- イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。

※「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所をいいます。)

Ⅱ 許可の要件について

4. 営業所技術者等(専任の者)

(1) 営業所技術者等(専任の者)・・・法第7条第2号に規定する営業所技術者および
法第15条第2号に規定する特定営業所技術者のこと

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要です。

※ 許可を取得した後に、営業所技術者等(専任の者)が退職等により、後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可の取消しとなる場合があります。(法第29条第1項第1号)

「専任」とは・・・

その営業所に常勤(テレワークを行う場合を含む。)して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。そのため、営業所技術者等(専任の者)については、当該営業所の常勤の者の中から選ぶこととなります。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤が不可能な者
- 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
- 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について、専任に近い状態にあると認められる者など

「営業所技術者等(専任の者)」は、工事現場の主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)になることはできません。

特例として、営業所技術者等(専任の者)が工事現場の主任技術者等を兼務するためには、次のすべてを満たす必要があります。

▼専任を要しない工事現場の主任技術者等(専任の者)を兼務する場合

- ① 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- ③ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事で、請負金額が4,500万円(建築一式工事は、9,000万円)以上でないこと。

▼専任を要する工事現場の主任技術者等(専任の者)を兼務する場合

- ① 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
- ② 当該建設工事の請負代金の額が1億円(建築一式工事は2億円)未満となるものであること。
- ③ 営業所と現場の間の距離が一日に巡回可能、かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ④ 建設工事の下請次数が3次までであること。
- ⑤ 営業所技術者(主任技術者等)との連絡その他必要な措置を講ずる者の配置がされていること。(土木一式工事・建築一式工事については当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- ⑥ 現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置が講じられていること。
- ⑦ 人員の配置を示す計画書の作成、現場措置及び保存(電磁的記録媒体による措置も可能)がされていること。
- ⑧ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置がされていること。
- ⑨ 営業所技術者等(専任の者)が兼ねることのできる工事現場の数は1
- ⑩ 監理技術者の職務を兼ねて行う特例営業所技術者は監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した者であること。

Ⅱ 許可の要件について

営業所又は工事現場に配置すべき技術者等の配置関係

- 経營業務の管理責任者
- 営業所技術者等

主たる営業所

- 営業所技術者等
- 令3条の使用人

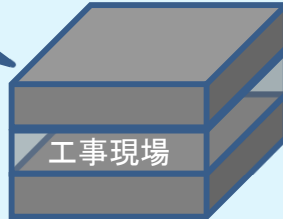
A社営業所

- 経營業務の管理責任者は、建設業の経営に関する一定の経験を有する者として配置が必要です。

- 営業所技術者等は、当該営業所で営業しようとする建設業に係る資格や実務経験を有する技術者として配置が必要です。

主任技術者又は監理技術者

- 建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、元請・下請を問わず、請け負った建設工事を施工する現場ごとに当該工事について、一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。（法第26条）



※監理技術者の配置は、一定額以上、下請発注する元請のみ必要です。

- 営業所技術者等
- 令3条の使用人

B社営業所

- 令3条の使用人とは
「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の略
建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所は除く。）の代表者である者が該当します。
 - ・当該営業所において締結される請負契約について、総合的に管理することが求められます。
 - ・当該営業所において、建設工事の見積り・入札・契約締結等の業務を行います。

Ⅱ. 許可の要件について

(2) 営業所技術者等の資格要件

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の営業所技術者の資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の営業所技術者の資格要件 (①～③のいずれか)
① 一定の国家資格等(注1)有する者 ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、一定期間以上の実務経験(注2)を有する者 ・大学又は高等専門学校の指定学科(注3)を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・専門学校の指定学科を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者で、専門士又は高度専門士を称するもの(注4) ・高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について、一定期間以上の実務経験を有する者(注5) ・旧実業学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後5年以上、又は専門学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 ③ その他 ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者	① 一定の国家資格等(注1)有する者 ② 一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(注7)あるものについて、2年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験を有する者【指定建設業(注8)を除く】 ③ その他 ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、特定建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者(注9)

- (注1) 営業所技術者等となり得る国家資格者等については、別紙④「有資格コード一覧表」を参照下さい。
- (注2) 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。(「建設業許可事務ガイドラインについて」参照)
- (注3) 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。別紙②の「指定学科一覧表」を参照下さい。
- (注4) 専門士とは専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定するものを指します。
- (注5) 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」については、別紙③の一覧表を参照下さい。
- (注6) 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省土地・建設産業局建設業課にお問い合わせ下さい。
- (注7) 以下についても、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなされます。
- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
 - ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- (注8) 指定建設業とは以下のとおりです。
土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の計7業種
- (注9) この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものでありますので、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。

Ⅱ. 許可の要件について

5. 誠実性

申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。))又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)若しくは一定の使用人(支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人である者を除く。))をいう。以下同じ。)が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。
(法第7条第3号)

● 「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいいます。

● 「不誠実な行為」とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

誠実性を満たさない者の例

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- ・暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者 など

6. 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足る以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。既存の企業にあっては、直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表において判断します。(法第7条第4号)

一般建設業の財産的基礎等の要件	特定建設業の財産的基礎等の要件
次の <u>いずれかに</u> 該当する者であること。 ① 自己資本の額が500万円以上である者 ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者 ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者	次の <u>すべての基準を</u> 満たす者であること。 ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

○「自己資本」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

○「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等(1ヶ月以内発行のもの)により確認します。

○「欠損の額」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額を上回る額をいいます。

○「流動比率」とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

○「資本金」とは

- ・法人にあっては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人にあっては、期首資本金をいいます。

〔補足事項〕

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可を受けた後に、この基準に適合しないこととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

Ⅱ. 許可の要件について

7. 欠格要件

申請者が次の①から⑭まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、①又は⑦から⑭まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないことが必要です。 (法第8条)

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 法第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- ③ 法第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分しないことの決定があつた日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者
- ④ ③に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、③の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であつた者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑤ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり5年を経過しない者、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり5年を経過しない者、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑩ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ⑪ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑩まで又は⑫(法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑩までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの
- ⑫ 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑩までのいずれかに該当する者(②に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であつた者を除く。)のあるもの
- ⑬ 個人で一定の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑩までのいずれかに該当する者(②に該当する者についてはその者が法第29条の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であつた者を除く。)のあるもの
- ⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)
- ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律
- ・建築基準法第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る。)
- ・宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

建設業許可申請について、電子申請による受付が始まっています。(令和5年1月開始)
(従前の紙による申請も引き続き受け付けております。)

電子申請の場合は、他省庁システムとのバックヤード連携により確認書類の提出を省略することができます。(現時点での具体例(予定含む)は以下のとおり)

1. 営業所技術者等証明書のうち、技術検定の第二次検定の合格証明書(＝令和5年1月10日より)及び「監理技術者資格者証の写し」の監理技術者(＝令和5年4月7日より)。
2. 建設業許可の申請をする者について、当該者が法人である場合にあっては「登記事項証明書」を、当該者が個人である場合(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。)にあっては「その法定代理人の登記事項証明書」(＝令和5年1月10日より)。

なお、大臣許可にかかる法人税の納税証明書については、厳密にいうと、電子申請システムと連携した国税庁のシステムによる「添付自動化」となりますので、申請者が納税情報を申請・取得・添付する流れになり、“提出の省略”とは意味合いが異なるため、上記には挙げていません。

電子申請の詳細についてはこちら

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

本手引きについては、従前の紙による申請の場合の必要書類について記載しています。

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

1. 「申請区分」と「手数料」

「申請区分」及び「申請手数料」は以下のとおりです。

【登録免許税・・・登録免許税法の別表第1、収入印紙・・・建設業施行令第4条（許可手数料）】

区分 No.	申請区分	申請内容	申請時期	申請手数料等 (大臣許可) 一般又は特定	申請手数料等 (大臣許可) 一般及び特定
1	新規	・現在、有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可申請する場合	随時	15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
2	許可換え新規	・都道府県知事の許可を受けた者が、2以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなった場合		15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
3	般・特新規	・一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合 ※特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請する場合は「1. 新規」	随時	15万円 (登録免許税)	
4	業種追加	・一般建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、一般建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業及び一般建設業の許可を受けている者が、新たに建設業の許可を申請する場合	随時	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
5	更新	・既に受けている建設業許可について、その「更新」を申請する場合	許可の有効期間が満了する30日前まで	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
6	般・特新規＋業種追加	・「般・特新規」と同時に「業種追加」して、建設業の許可を申請する場合	随時		20万円 (登録免許税15万＋収入印紙5万)
7	般・特新規＋更新	・「般・特新規」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合			20万円 (登録免許税15万＋収入印紙5万)
8	業種追加＋更新	・「業種追加」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合		10万円 (収入印紙)	「業種追加」が一般又は特定:15万円(収入印紙) 「業種追加」が一般及び特定:20万円(収入印紙)
9	般・特新規＋業種追加＋更新	・「般・特新規」と同時に「業種追加」して、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合	原則として、従前の許可の有効期間が満了する6ヶ月前まで		25万円 (登録免許税15万＋収入印紙10万)

登録免許税

〔登録免許税の納入先〕

大阪国税局 東税務署

(住所) 〒540-8557

大阪府中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館

(電話) 06-6942-1101

〔納入方法〕

東税務署に直接納入されるか、又は日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から東税務署あてに納入して下さい。

〔提出方法〕

許可申請書の別紙3の所定欄に領収証書(原本)を貼り付けて申請して下さい。

(注)登録免許税の納入は“許可申請者名”で行って下さい。(代理人名は不可)

収入印紙

〔提出方法〕

収入印紙を購入のうえ、許可申請書の別紙3の所定欄に収入印紙を貼り付けて申請して下さい。

(消印はしないで下さい。)

(注)建設業の許可の更新申請及び業種追加の申請者が納入した許可手数料(収入印紙)は、許可申請を取り下げる場合であっても、返還することはできませんので留意願います。

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

2. 許可申請書類等の法定書類

建設業の許可を受けようとする場合は、許可行政庁に「許可申請書及び法定書類」を提出する必要があります。

様式番号	書類の名称	否	要	×	◎	省略可能な書類						
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般特新規	業種追加	更新	一般特新規+業種追加	業種追加+更新	一般特新規+更新	一般特新規+業種追加+更新
	空欄・・・省略不可 ○・・・省略可能 △・・・変更がなければ省略可能 ◇・・・更新申請をする建設業に関しては省略可能 □・・・該当する書類を提出											
第1号	建設業許可申請書	◎	◎									
別紙1	役員等の一覧表（注1）	◎	×									
別紙2（1）	営業所一覧表（新規許可等）（注2）	◎	◎					—				
別紙2（2）	営業所一覧表（更新）（注2）	◎	◎	—	—	—		—				
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付ケ欄	◎	◎									
別紙4	営業所技術者等一覧表（注3）	◎	◎									
第2号	工事経歴書	◎	◎					○			◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎					○				
第4号	使用人数	◎	◎					△				
第6号	誓約書	◎	◎									
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】（原本）（注4）	◎	◎									
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書【身分証明書】（原本）（注5）	◎	◎									
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号別紙	常勤役員等の略歴書（注6）	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書（注6）	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□
—	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性が確認できる資料※別紙⑤参照	◎	◎			○		○				
—	経営業務の経験を確認する資料（商業登記簿謄本等）※別紙⑤参照	◎	◎			○	○	○		○		
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎									
—	健康保険等の保険料納入に係る領収証書又は納入証明書※別紙⑤参照	◎	◎									
—	労働保険概算・確定保険料申告書（写）、領収証書（写）（雇用保険料に係るもの）※別紙⑤参照	◎	◎									
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）（注7）	◎	◎					—				
—	営業所技術者等の常勤性が確認できる資料※別紙⑤参照	◎	◎			△		△				
—	技術検定合格証明書等の資格証明書（写）（注7）	◎	◎					○			◇	
—	卒業証明書（原本）	◎	◎					○			◇	
—	監理技術者資格者証（写）（注7）	◎	◎					○			◇	
第9号	実務経歴証明書	◎	◎					○			◇	
第10号	指導監督的実務経歴証明書	◎	◎					○			◇	
—	営業所技術者等の実務経歴を確認する資料 ※別紙⑤参照	◎	◎					○			◇	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎									
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注8）	◎	◎									
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注9）	◎	◎									
—	定款	◎	×				△	△	△	△	△	△
第14号	株主（出資者）調書	◎	×				△	△	△	△	△	△
第15号	貸借対照表（法人）	◎	×				○	○	○	○	○	○
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人）	◎	×				○	○	○	○	○	○
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×				○	○	○	○	○	○
第17号の2	注記表	◎	×				○	○	○	○	○	○
第17号の3	附属明細表（注10）	◎	×				○	○	○	○	○	○
第18号	貸借対照表（個人）	×	◎				○	○	○	○	○	○
第19号	損益計算書（個人）	×	◎				○	○	○	○	○	○
—	履歴事項全部証明書（商業登記簿）（原本）	◎	◎				○	△	○	△	△	△
第20号	営業の沿革	◎	◎				△	△	△	△	△	△
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎				○	△	○	△	△	△
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（原本）（注11）	◎	◎				○	○	○	○	○	○
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎				○	△	○	△	△	△
—	営業所の写真（営業所の外観・入口付近・内部・標識等）※別紙⑤参照	◎	◎				○	○	○	○	○	○

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

〔許可申請書等の作成上の注意事項〕

- (注1) ・別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載します。
- ・この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有するものがある場合には、その者も記載します。
 - ・株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載します。「常勤・非常勤の別」の欄は記載不要です。取締役が株主を兼ねる場合には、「株主等」の併記は不要です。
- (注2) ・申請の対象に係る営業所を記載してください。
業種追加・般特新規申請時は業種の追加をする営業所のみ記載。更新許可申請時は更新対象となる営業所を記載。
- (注3) ・別紙4「営業所技術者等一覧表」は、「営業所一覧表」(別紙2)に記載した営業所順に営業所技術者名を記載します。
業種追加・般特新規申請時は業種の追加に係る営業所技術者のみ記載。
- (注4) 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。
役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です(取締役等に準ずる者として執行役員等の地位で経營業務管理責任者の個別認定を受けた者も必要)。外国籍の方は、必ず国籍欄を記載した証明書を取得して下さい。
(相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は提出不要。)
- 【取得先】 法務局・地方法務局(本局)
- 【証明事項】 「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明
- 【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
- ※本証明書については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談下さい。
- (注5) 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です(取締役等に準ずる者として執行役員等の地位で経營業務管理責任者の個別認定を受けた者も必要)。外国籍の方は省略可です。
(相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は提出は不要です。)
- 【取得先】 本籍地の市区町村役場の戸籍事務担当窓口
- 【証明事項】 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと。
2. 後見の登記の通知を受けていないこと。
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと。又は破産の通知を受けていないこと。
- 【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
- ※証明事項1. 及び2. については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談下さい。
- (注6) 第7号別紙、第7号の2別紙1の「常勤役員等の略歴書」は、要件を満たす常勤の役員、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載して下さい。
また、「賞罰の内容」欄も具体的に記載して下さい。

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

〔許可申請書等の作成上の注意事項〕

- (注7) ・第8号「営業所技術者等証明書」に記載された者の担当業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要です。
- ・指定学科を卒業後、実務経験で一般建設業の営業所技術者となる場合は、当該業種の指定学科であることが確認できる「卒業証明書」(原本)及び「実務経験証明書」が必要になります。
 - ・卒業証明書で確認が取れない場合、別途「成績証明書」(写し)を求める場合があります。
 - ・「監理技術者資格者証」により資格を証明する場合は、「卒業証明書」(原本)、「実務経験証明書」、「指導監督的実務経験証明書」及び「技術検定合格証明書等」の提出は不要です。
 - ・資格の内容によっては、資格取得後に実務経験が必要な場合があります。(第2種電気工事士等)
 - ・専門学校卒業者で、「高度専門士」又は「専門士」の方は、称号が確認できる証明書の提出が必要です。(「卒業証明書」に記載のある場合は不要です。)
 - ・「登録基幹技能者講習修了証」により実務経験を証明する場合、原則として講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者要件を満たすと認められる」ことの記載がある必要があります。なお、「実務経験証明書」の提出は要しません。
※「監理技術者資格者証」及び「登録基幹技能者講習修了証」は、有効期間が切れている場合であっても、「資格」や「実務経験」は認められます。
- (注8) ・別紙1「役員等の一覧表」に記載された全ての者が必要です。(経營業務の管理責任者については省略可能)
- ・株主等、相談役、顧問は、「賞罰」欄への記載並びに署名は要しません。
- (注9) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」に記載された全ての者が必要です。(役員等の兼務省略可)
- (注10) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。
ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 申請者が法人の場合は、主たる営業所の所轄税務署の法人税の「納税証明書」(その1 納税額等証明用)、個人の場合は所得税の「納税証明書」を添付して下さい。※府税は不可

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

3. 「申請の方法」と「標準処理期間」

(1) 申請の方法

- ① 申請書類は、近畿地方整備局に郵送又は直接提出願います。
- ② 審査の結果、許可基準を満たしていると判断された場合は、許可通知書が近畿地方整備局長から申請者に送付されます。ただし、許可基準を満たしていないと判断された場合は、許可の拒否通知書が送付されます。

(2) 標準処理期間

申請から許可等の処分がなされるまでに通常要する標準的な処理期間は、概ね90日程度を目安としています。

- ・ 上記期間には、書面上の不備の是正を求める補正等に要する期間を含みません。

4. 申請書類等の「提出部数」と「提出方法」

- ・申請書類の提出部数は、正本1部と副本1部(※)を提出して下さい。

※副本は申請書の1枚目のコピーのみ提出してください(申請:様式第1号)

- ・提出書類は二ツ穴を開け紐で綴じて、書類がバラバラにならないようにして下さい。

提出方法①(郵送の場合)

- ・書類を下の各宛先まで郵送してください。その際は、下記URLから専用の宛先用紙をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ封筒に貼り付けて送付してください。(郵送代金に不足のないようにお願いします。)

＜宛先＞ 〒540-8615 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F

近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係宛て

＜URL＞ https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/kensetsu.html

【送付方法について】

- ・重要な書類については、書留など記録の残る配達方法により送付してください。
- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。

【受付について】

- ・書類の受付日は発送日ではなく、近畿地方整備局の受付日となりますので、余裕を持って発送してください。
- ・受付印は、副本(申請書1枚目のコピーのみ)に押印し返送します。返送用の封筒(切手貼付・返送先記載のもの)を同封ください。(返信用封筒が同封されず、提出のみいただいた副本は、一定期間(3ヶ月程度)経過後、処分します。)

提出方法②(持参の場合)

- ・書類を下の場所まで持参してください。

＜持参先＞

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F 近畿地方整備局 建設産業第一課

＜受付時間＞

午前9時30分～午後4時30分

※「平日の正午から午後1:00まで」及び「行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日」は除きます。

【受付について】

- ・事前の予約はできません。
- ・窓口で本人確認を行いますので、従業員の方は社員証等、行政書士の方は行政書士証等の提示をお願いします。
- ・副本に受付印を押印し、お返しします。
- ・受付時間中は随時、提出書類の形式チェックをさせていただきます。専用受付窓口はありませんので、混雑する際には、お待ちいただくことがあります。時間に余裕をもってお越しください。

※郵送による申請にご協力をお願いします。

【その他】

- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。
- ・大手前合同庁舎はセキュリティゲートを設置しています。1階受付において来庁者受付票に必要事項をご記入いただくとともに、身分証をご呈示いただき、「一時通行証」をお受取りのうえ入館してください。
- ・駐車場は数に限りがありますので、なるべく公共交通機関でのご来庁をお願いします。

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

5. 「許可申請の取下げ」及び「登録免許税の還付」

- ・許可申請書を提出し、近畿地方整備局で受付された後に許可申請を取下げる場合は、「許可申請の取下げ願」(別紙4)及び返信用封筒(切手貼付・返信先記載のもの)を併せて近畿地方整備局に郵送又は持参して下さい。
- ・許可申請を取下げる場合は、当該許可申請に際して納入した登録免許税の還付を受けることができます。還付を受ける場合は、「許可申請の取下げ願」(別紙4)、「登録免許税の還付願」(別紙7)及び返信用封筒を併せて近畿地方整備局に郵送又は持参して下さい。(「建設業許可事務ガイドラインについて」参照)

別紙4

令和 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

一般建設業の許可申請の取下げ願
特定

令和 年 月 日付けで一般建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により許可の取り下げを致します。

記

取下げ理由

別紙7

令和 年 月 日

近畿地方整備局 建政部
建設産業第一課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

登録免許税の還付願

令和 年 月 日付けで一般建設業の許可申請をしましたが、却下されたので、下記により登録免許税の取り下げした還付を請求いたします。

記

1 納付額

2 却下
取下 年 月 日

3 最寄郵便局の名称及び所在地

〔留意事項〕

- ① 提出された許可申請書類は、許可申請書(様式第一号)を除き、全て申請者に返却しますので、返信用封筒を郵送又は持参して下さい。
- ② 許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した許可手数料(収入印紙代)は返還はできません。
- ③ 登録免許税の還付は、主たる営業所の所在地を管轄する税務署から申請者に通知文が送付されますので、当該通知文を最寄りの郵便局に持参のうえ、還付を受けて下さい。

※ 上記書面の提出先は、「近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係」となります。

Ⅳ. 変更届等の提出について

許可を受けた後、下表に該当する変更事項があった場合は、「変更届出書」、「廃業届」等を提出期限内に提出する必要があります。(建設業法第11条及び第12条)

1. 許可を受けた後の届出等

No.	届出事項	提出期限	届出書類等の様式
【経營業務の管理責任者】			
1	・常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の変更 執行役員等を経營業務の管理責任者にする場合は、個別にご相談ください。	2週間以内	法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第7号「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」 ③第7号別紙「常勤役員等の略歴書」 ④常勤性が確認できる資料の写し(別紙⑤参照) ⑤経營業務の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等) (別紙⑤参照)
2	・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第7号の2「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」 ③第7号別紙1「常勤役員等の略歴書」 ④第7号別紙2「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」 ⑤常勤性が確認できる資料の写し(別紙⑤参照) ⑥経營業務の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等) (別紙⑤参照)
3	・常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の氏名変更 (改姓・改名)		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第7号「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」 ③第7号別紙「常勤役員等の略歴書」 確認資料: 戸籍抄本又は住民票の抄本の写し(変更前後の氏名が確認できるもの)
4	・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の氏名変更 (改姓・改名)		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第7号の2「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」 ③第7号別紙1「常勤役員等の略歴書」 ④第7号別紙2「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」 確認資料: 戸籍抄本又は住民票の抄本の写し
【健康保険等の加入状況】			
5	・様式第7号の3記載の健康保険等の加入状況に変更が生じたとき (営業所の新設等で「保険の加入状況」欄あるいは「事業所整理記号等」欄の記載内容に変更が生じた場合)	2週間以内	法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第7号の3「健康保険等の加入状況」 ③当該変更の内容を証する書類(別紙⑤参照)
【営業所技術者等】			
6	・営業所技術者等の交代等 ※様式第8号の区分が以下の場合 2. 担当業種又は有資格区分の変更 3. 追加 4. 交代に伴う削除 5. 置かれる営業所のみの変更	2週間以内	法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第8号「営業所技術者等証明書」 ③技術者要件を証明する書面(以下該当するものを提出) 【国家資格等の場合】 ・資格証の写し 【実務経験の場合】 ・様式第9号「実務経験証明書」 ・卒業証明書の原本(指定学科卒業の場合) (専門士及び高度専門士の称号を付与された者はその証明書も必要) ・様式第10号「指導監督的実務経験証明書」(特定建設業の場合に限る) ・実務経験を確認する資料(別紙⑤参照) 【監理技術者資格者証を有する場合】 ・監理技術者資格者証の写し (資格証、様式第9号、10号、卒業証明書は不要) 【登録基幹技能者講習修了証を有する場合】 ・「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことの記載がある登録基幹技能者講習修了証の写し ④常勤性が確認できる資料の写し(別紙⑤参照) ※ 区分2: 提出は①～③のみ なお、③は変更する業種・有資格に係るものを提出。 ※ 区分3: 提出は①～④の全てが必要。 ※ 区分3・4: ②はそれぞれの区分毎に作成必要。 ※ 区分4・5: 提出は①②のみ。

7	・営業所技術者等の削除	2週間以内	法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第22号の3「届出書」
8	・営業所技術者等の氏名変更 (改姓・改名)		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第8号「営業所技術者等証明書」 区分4(旧姓削除) 1部 区分3(新姓追加) 1部 確認資料: 戸籍抄本又は住民票の抄本の写し(変更前後の氏名が確認できるもの)
【営業所の代表者】			
9	・営業所の代表者(令第3条使用人)の変更 ※既に取締役の者や他の営業所の代表者(令第3条使用人)が就任する場合は右記の②、③、④は省略可		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第6号「誓約書」 ③「登記されていないことの証明書」(法務局発行) ④「身分証明書」(本籍地のある市町村発行) (外国籍の方については、「登記されていないことの証明書」のみで可) ⑤様式第13号「令第3条に規定する使用人の調書」
【事業者の基本情報】		30日以内	
10	・商号の変更		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)
11	・資本金の変更		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) ・資本金の変更により、株主等の変更がある場合は以下の書類 ③様式第14号「株主(出資者)調書」 ④第1号別紙1「役員等の一覧表」 ⑤様式第6号「誓約書」 ⑥様式第12号「役員等の調書」 株主等は、賞罰欄への記載と署名は不要 ※ 株主等とは、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主もしくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者をいう。
【法人の役員】		30日以内	
12	・申請者となる代表者の変更		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)
13	・役員等の就任 役員等: 役員、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主もしくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(株主等)、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者 ※既に令第3条の使用人である者が取締役に就任する場合は右記の③、④、⑤は省略可 ※取締役が代表取締役、代表取締役が取締役になる場合にも変更届の提出が必要だが、その場合右記の③、④、⑤は省略可		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②第1号別紙1「役員等の一覧表」 ③様式第6号「誓約書」 ④「登記されていないことの証明書」(法務局発行) ⑤「身分証明書」(本籍地のある市町村発行) (外国籍の方については、「登記されていないことの証明書」のみで可) 相談役、顧問、株主等、この他取締役と同等以上の支配力を有する方については「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」は不要 ⑥様式第12号「役員等の調書」 相談役、顧問、株主等は、賞罰欄への記載と署名は不要 ⑦履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)
14	・役員等の退任		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②第1号別紙1「役員等の一覧表」 ③履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) ※③は変更のない場合は省略可
【営業所】		30日以内	
15	・営業所の新設		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面)(営業所技術者等及び令第3条使用人についても記載。以下同様。) ②様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分3 ③履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)(営業所が登記されている場合のみ) ④様式第7号の3「健康保険等の加入状況」 ⑤営業所の写真(営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近及び営業所の内部及び建設業許可標識を撮影したもの)(別紙⑤参照) ※ 営業所技術者等の追加(No.6の区分3)、令第3条使用人の就任(No.9)に係る書類も同時に提出

16	・営業所の廃止	30日以内	法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分4 ③履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) (変更がある場合のみ) ④様式第8号「営業所技術者等証明書」(他営業所で営業所 技術者等になる場合) ④' 様式第22号の3「届出書」(上記④以外の場合) ⑤様式第7号の3「健康保険等の加入状況」 ※ 様式第8号と様式第22号の3はどちらかのみ添付
17	・営業所の業種の追加 (ただし既許可業種に限る)		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2 ※ 営業所技術者等の追加(No.6の区分2もしくは区分3)に係る 書類も同時に提出
18	・営業所の業種の廃止		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2 ③様式第8号「営業所技術者等証明書」(他営業所で営業所技術者 等になる場合若しくは当該営業所の他業種を引き続き担当する場合) ③' 様式第22号の3「届出書」(上記③以外の場合) ※ 様式第8号と様式第22号の3はどちらかのみ添付
19	・営業所の名称の変更		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分4(旧名称廃止) 1部 区分3(新名称追加) 1部 ③履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) (営業所が支店登記されている場合に限る) ④様式第7号の3「健康保険等の加入状況」
20	・営業所の所在地の変更		法定書類: ①様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ②様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2 ※主たる営業所の変更のみの場合は不要です。 ③履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) (営業所が支店登記されている場合に限る) ④営業所の写真(営業所の形態を確認できるもので、建物の 外観、入口付近及び営業所の内部及び建設業許可標識 を撮影したもの)(別紙⑤参照)
【廃業】			
21	・廃業届(全部) (後日、許可の取消通知書を発行 します)	30日以内	法定書類: ①様式第22号の4「廃業届」 ②申請者が代表者以外の場合は以下の書類 ・申請者が破産管財人の場合: 左記であることがわかる書類 例:「破産管財人の証明書」(裁判所発行の原本) ・申請者が清算人の場合: 左記であることがわかる書類 例:「印鑑証明書」または「履歴事項証明書」 ・申請者が元役員の場合:「閉鎖登記簿」 (法人が合併等により消滅した場合)
22	・廃業届(一部) (後日、当該許可の取消通知書を 発行します)		法定書類: ①様式第22号の4「廃業届」 ②様式第22号の2「変更届出書」(第一面) ③様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2or4 ④様式第8号「営業所技術者等証明書」(他業種を引き続き 担当する場合) ④' 様式第22号の3「届出書」(上記④以外の場合) ※ 様式第8号と様式第22号の3はどちらかのみ添付

* 登記されていないことの証明書、身分証明書、履歴事項全部証明書(原本)は届出日から3ヶ月以内のものが必要になります。

* 役員等の一覧表(別紙一)には、役員等(役員、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者)を記載する必要があります(取締役等に準ずる者として執行役員等の地位で経營業務管理責任者の個別認定を受けた者も記載が必要)。

* 主たる営業所と従たる営業所を入れ替える場合はNo.20,16,15,9,(6,1)の届出が必要
主従の場所が従前と同一場所であれば営業所の写真は省略可能

2. 事業年度終了後の届出

提出期限: 4ヶ月以内

届出書類等の様式(法人の場合)

【 表紙 】

「変更届出書」(建設業許可事務ガイドライン別紙8様式)

【 添付 】

- ・様式第2号「工事経歴書」
- ・様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」
- ・様式第15号「貸借対照表」
- ・様式第16号「損益計算書」「完成工事原価報告書」
- ・様式第17号「株主資本等変動計算書」
- ・様式第17号の2「注記表」
- ・様式第17号の3「附属明細表」

(注) 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

- ・事業報告書(任意様式)

(注) 特例有限会社を除く株式会社の場合のみ添付します。

- ・納税証明書(その1 納税額等証明用)(納付すべき額及び納付済額)(原本)

(注) 国土交通大臣の許可の場合、法人税の納税証明書を添付します。

【 変更があつた場合のみ添付 】

- ・様式第4号「使用人数」
- ・様式第7号の3「健康保険等の加入状況」(従業員数に変更があつた場合)
- ・様式第11号「建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表」
- ・定款(任意様式)

届出書類等の様式(個人事業主の場合)

【 表紙 】

「変更届出書」(建設業許可事務ガイドライン別紙8様式)

【 添付 】

- ・様式第2号「工事経歴書」
- ・様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」
- ・様式第18号「貸借対照表」
- ・様式第19号「損益計算書」
- ・納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(原本)

(注) 国土交通大臣の許可の場合、所得税の納税証明書を添付します。

【 変更があつた場合のみ添付 】

- ・様式第4号「使用人数」
- ・様式第7号の3「健康保険等の加入状況」(従業員数に変更があつた場合)
- ・様式第11号「建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表」

IV. 変更届等の提出について

3. 届出の方法

- 「変更届出書」等の提出は、近畿地方整備局に郵送又は直接提出願います。
- 提出部数については許可申請書と同様には、正本1部と副本1部の2部提出して下さい。
※副本は届出書様式1枚目（様式第22号の2、別紙8様式）のコピーのみ
※提出書類は二ツ穴を開け紐で綴じて、書類がバラバラにならないようにして下さい。

提出方法①（郵送の場合）

- ・書類を下の各宛先まで郵送してください。その際は、下記URLから専用の宛先用紙をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ封筒に貼り付けて送付してください。（郵送代金に不足のないようお願いします。）
- ＜宛先＞ 〒540-8615 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F
近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係宛て
- ＜URL＞ https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/kensetsu.html

【送付方法について】

- ・重要な書類については、書留など記録の残る配達方法により送付してください。
- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。

【受付について】

- ・書類の受付日は発送日ではなく、近畿地方整備局の受付日となりますので、余裕を持って発送してください。
- ・受付印は、副本（届出書様式1枚目のコピーのみ）に押し返送します。
返送用の封筒（切手貼付・返送先記載のもの）を同封ください。（返信用封筒が同封されず、提出のみいただいた副本は、一定期間（3ヶ月程度）経過後、処分します。）

提出方法②（持参の場合）

- ・書類を下の場所まで持参してください。
- ＜持参先＞
大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課
- ＜受付時間＞
午前9時30分～午後4時30分
※「平日の正午から午後1:00まで」及び「行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日」は除きます。

【受付について】

- ・事前の予約はできません。
- ・窓口で本人確認を行いますので、従業員の方は社員証等、行政書士の方は行政書士証等の提示をお願いします。
- ・副本に受付印を押印し、お返しします。
- ・受付時間中は随時、提出書類の形式チェックをさせていただきます。専用受付窓口はありませんので、混雑する際には、お待ちいただくことがあります。時間に余裕をもってお越しください。

※郵送による申請にご協力をお願いします。

【その他】

- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。
- ・大手前合同庁舎はセキュリティゲートを設置しています。1階受付において来庁者受付票に必要事項をご記入いただくとともに、身分証をご呈示いただき、「一時通行証」をお受取りのうえ入館してください。
- ・駐車場は数に限りがありますので、なるべく公共交通機関でのご来庁をお願いします。

※ 届出書の提出期限を過ぎてから届出することのないよう十分ご注意願います。

※ 届出後に要件不足が発覚した場合等、誤った届出をしたことが判明したときは、速やかに近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係までご連絡下さい。

V. 許可証明書の交付について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、近畿地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に限り、近畿地方整備局において「建設業許可証明書」の交付を行っています。

この証明書は、更新許可の申請中で、当該更新申請の受付日から更新の許可日までの間において、**原則1回1部限り**発行するものであり、更新申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間に建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

例外的に災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合は別途発行しますので、その際はお電話にてご相談下さい。

1. 申請方法

・申請書類を近畿地方整備局に郵送又は持参して下さい。

2. 申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

- ①許可証明願(1部・A4判)
 - ②返信用封筒(郵送の場合に限る。)、切手の貼付と宛名の記入をして下さい。
 - ③許可通知書の写し(2部・A4判)
 - ④受付印のついた許可申請書(様式第一号)の写し(それぞれ2部・A4判)
- 営業所の業種の証明が必要な場合に限り、⑤営業所一覧(許可証明用2部・A4)

3. 交付日

申請した日の翌営業日の午前10時以降の交付となります。(即日交付はできません。)

4. 提出先

〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係
TEL (06)6942-1141(代表)

【受付時間】 **平日の9時30分から16時30分まで**(土日、祝祭日、年末12月29日から年始1月3日を除く)

〔例:許可証明願〕

(A4判 縦書き)

令和 年 月 日	
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課長 殿	所在地 商号又は名称 代表者役職 氏名
建設業許可証明願	
〇〇のため、当社が許可を有していることを証明願います。	

【年月日】

提出日又は送付日を記載して下さい。

【所在地等】

届出をしている最新の情報を記載して下さい。

【証明書の使用目的】

証明書を必要とする理由として、使用目的と提出先を記載して下さい。

Ⅵ. 許可申請書類等の閲覧について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、近畿地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に関する許可申請書類等に関しては、近畿地方整備局で閲覧することができます。

なお、廃業した業者の提出書類は閲覧できません。

1. 閲覧場所

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設産業閲覧室
TEL (06)6942-1141(代表)

2. 閲覧時間等

閲覧時間は、平日の9時30分から16時30分(12時から13時を除く)までです。
受付時間は、午前は11時45分まで、午後は16時までとなっております。

3. 閲覧手続き

閲覧を希望される方は、備え付けの閲覧申請書に必要事項を記入のうえ、建設産業閲覧室内の受付窓口へ提出して下さい。

※詳細は近畿地方整備局のホームページから「閲覧室に関するお知らせ」をご確認下さい。

4. その他留意事項

- ・閲覧中の許可申請書類を建設産業閲覧室外に持ち出すことはできません。
- ・コピー、デジカメ等による写真撮影も禁止としております。

5. インターネットを利用した閲覧

国土交通大臣の許可業者の業者情報に関しては、国土交通省のホームページから検索できます。
(一部の情報に限ります。)

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

検索

Ⅶ. 個人情報の取り扱いについて

〔建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等〕

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者が行う建設工事の発注業務について、必要となる情報の提供(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供をするとき
 - ⑤ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥ その他提供することについて特別の理由があるときの提供

別紙① 建設工事の業種区分一覧表 (1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表)	業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二条関係)	建設工事の区分の考え方 (ガイドライン第二条関係)
		昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち構築等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を敷設する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プaster、繊維等をこて塗り、取付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、取付け工事、とぎ出し工事、洗出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「取付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を取付ける工事をいい、「とび・土・コンクリート工事」における「取付け工事」とは、「モルタル取付け工事」及び「種子取付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を取付ける工事をいう。
5 とび・土・コンクリート工事	とび・土・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐい工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的なしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工、掘削工事、接切り工事、発破工事、盛土工 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、取付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根拠のブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として掘石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②「とび・土・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土・コンクリート工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち構築等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤「とび・土・コンクリート工事」における「取付け工事」とは、「モルタル取付け工事」及び「種子取付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を取付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の取付けは「左官工事」における「取付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法面の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧「とび・土・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
6 石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び掘石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根拠のブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として掘石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって仮金屋根工事でも「仮金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②屋根葺き工事は、新築処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送電設備工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン設置工事	①「屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ③「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン等の取扱いに関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、排煙の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により原を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された原を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ④「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ⑤建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ⑥上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を敷設する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑦公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設として例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更正工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン等の取扱いに関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、排煙の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により原を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された原を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ③建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ④上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を敷設する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑦公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設として例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ③「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根拠のブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として掘石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

別紙① 建設工事の業種区分一覧表 (2/2)

	建設工事の種類 (建設業法別表)	業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二集関係)	建設工事の区分の考え方 (ガイドライン第二集関係)
11	鋼構造物工事	鋼構造物事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を構築する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ③『とび・土・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなり、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事	舗装事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「舗装工事」ではなく『とび・土・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けするものは「舗装工事」に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事でも「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。
16	ガラス工事	ガラス事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗装工事	塗装事業	塗料、塗付等を工作物に塗付け、塗付け、又ははり付けする工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく『とび・土・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上事業	木材、石膏ボード、吸音材、壁紙、たたみ、ビニル床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具設置事業	機械器具の組立て等により工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、換気機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設備工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ② 既に設置された電気通信設備の改修、補修又は補修は「電気通信工事」に該当する。 なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。 ③「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
23	造園工事	造園事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する造園工事が含まれる。 ②「広場工事」には、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を築造する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の造園工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する造園工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する造園工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井事業	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、湧泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道等の下水道の配管工事及び下水処理場の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を築造する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ② ① 原処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
27	消防施設工事	消防施設事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸気性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助機、縦降機、避難機又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
28	清掃施設工事	清掃設備事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ② ① 原処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
29	解体工事	解体事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

別紙② 指定学科一覧表（建設業法施行規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

別紙③ 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧表（規則第7条の3第1項第2号）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

別紙④ 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）
「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年） 「7*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）

		コード	資格区分		建設業の種類																														
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
		01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	1級建設機械施工管理技士		7				7								7																		
		12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		7				7								7																		
		13	1級土木施工管理技士		7			7*	7	7	7*			7*	7	7*	7	7			7	7*		7*			7*		7		7*	7			
		1H	1級土木施工管理技士補					7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7	7			7*	7*		7*			7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	
		14	2級土木施工管理技士	種別	土木	7		7	7	7	7			7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		土木					7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
		15	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装			7	7	7	7	7			7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		鋼構造物塗装					7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
		16	2級土木施工管理技士	種別	薬液注入			7	7	7	7	7			7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		薬液注入					7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
		20	1級建築施工管理技士				7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7*	7				7	7*	7*	7*	7		
		2C	1級建築施工管理技士補					7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*	7*	7*	7*
		21	2級建築施工管理技士	種別	建築	7	7	7	7	7	7	7			7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		22			躯体			7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		23			仕上			7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		2D	2級建築施工管理技士補					7	7	7	7	7			7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		27	1級電気工事施工管理技士									7												7*									7*		
		2E	1級電気工事施工管理技士補																					7*									7*		
		28	2級電気工事施工管理技士									7												7									7		
		2F	2級電気工事施工管理技士補																					7									7		
		29	1級管工事施工管理技士									7			7*		7*	7*					7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*
		2G	1級管工事施工管理技士補												7*		7*	7*					7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*
		30	2級管工事施工管理技士									7			7		7	7					7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7
		3A	2級管工事施工管理技士補												7		7	7					7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7
		31	1級電気通信工事施工管理技士																							7									
		32	2級電気通信工事施工管理技士																							7									
		33	1級造園施工管理技士							7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*			7*	7*		7*		7	7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*
		3D	1級造園施工管理技士補							7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*			7*	7*		7*		7	7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*
		34	2級造園施工管理技士							7	7	7	7			7	7	7			7	7		7		7	7		7		7	7	7	7	7
		3E	2級造園施工管理技士補							7	7	7	7			7	7	7			7	7		7		7	7		7		7	7	7	7	7
							土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
建築士法	免許証	37	1級建築士				7	7			7			7	7								7												
		38	2級建築士				7	7			7			7									7												
		39	木造建築士				7																												
技術士法	登録証	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）		7				7		7						7	7									7						7		
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」		7				7		7				7		7	7									7						7		
		43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」		7				7																										
		44	電気電子・総合技術監理「電気電子」									7														7									
		45	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																						7										
		46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体力学」又は「機械－熱工学」											7												7									
		47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）												7																7				
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」													7																7			
		49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」		7				7																				7						
		50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																										7						
		51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」		7				7																				7						
		52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）											7																					
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」												7																	7			
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」													7																7		7	
電気工事士法	免状	55	第1種電気工事士									7																							
		56	第2種電気工事士										7																						
電気事業法	免状	58	電気主任技術者（第1種～第3種）										7																						
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者																								7								
		35	工事担任者（注1）																								7								
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者									7																							
消防法	免状	68	甲種 消防設備士																												7				
		69	乙種 消防設備士																													7			
					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																														

別紙④ 有資格コード一覧（一般建設業） 2 / 3

コード		資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法 合格証書	71	建築大工		7																												
	64	型枠施工		7	7																											
	72	左官			7																											
	57	とび・とび工				7																									7	
	73	コンクリート圧送施工				7																										
	66	ウェルポイント施工				7																										
	74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管								7																						
	75	給排水衛生設備配管								7																						
	76	配管（注2）・配管工								7																						
	70	建築板金「ダクト板金作業」						7	7							7																
	77	タイル張り・タイル張り工								7																						
	78	築炉・築炉工・れんが積み								7																						
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7			7																						
	80	石工・石材施工・石積み					7																									
	81	鉄工（注3）・製 ^{せい} 錬 ^{れん}									7																					
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）										7																				
	83	工場板金															7															
	84	板金・建築板金・板金工（注5）						7									7															
	85	板金・板金工・打出し板金																7														
	86	かわらぶき・スレート施工						7																								
	87	ガラス施工																7														
	88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	7													
	89	建築塗装・建築塗装工																	7													
	90	金属塗装・金属塗装工																	7													
	91	噴霧塗装																	7													
	67	路面標示施工																	7													
	92	畳製作・畳工																			7											
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		7												
	94	熱絶縁施工																				7										
	95	建具製作・建具工・木工（注7）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7				
	96	造園																							7							
	97	防水施工																	7													
	98	さく井																									7					
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格している者は実務経験1年以上。

別紙④ 有資格コード一覧（一般建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	員	水	消	清		
36	61	地すべり防止工事		【1年】																											
	40	基礎ぐい工事																													
	62	建築設備士		【1年】																											
	63	計装		【1年】																											
	60	解体工事																													
	基幹技能者	登録電気工事基幹技能者																													
		登録橋梁基幹技能者																													
		登録造園基幹技能者																													
		登録コンクリート圧送基幹技能者																													
		登録防水基幹技能者																													
		登録トンネル基幹技能者																													
		登録建設塗装基幹技能者																													
		登録左官基幹技能者																													
		登録機械土工基幹技能者																													
		登録海上起重基幹技能者																													
		登録PC基幹技能者																													
		登録鉄筋基幹技能者																													
		登録圧接基幹技能者																													
		登録型枠基幹技能者																													
		登録配管基幹技能者																													
		登録嵩・土工基幹技能者																													
		登録切断穿孔基幹技能者																													
		登録内装仕上工事基幹技能者																													
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
		登録エクステリア基幹技能者																													
		登録建築板金基幹技能者																													
		登録外壁仕上基幹技能者																													
		登録ダクト基幹技能者																													
		登録保温保冷基幹技能者																													
		登録グラウト基幹技能者																													
		登録冷凍空調基幹技能者																													
		登録運動施設基幹技能者																													
		登録基礎工基幹技能者																													
		登録タイル張りの基幹技能者																													
		登録標識・路面標示基幹技能者																													
	登録消火設備基幹技能者																														
登録建築大工基幹技能者																															
登録硝子工事基幹技能者																															
登録土工基幹技能者																															
登録発破・破碎基幹技能者																															
登録ウレタン断熱基幹技能者																															
登録圧入工基幹技能者																															
登録送電線工事基幹技能者																															
登録さく井基幹技能者																															
登録解体基幹技能者																															
登録あと施工アンカー基幹技能者																															
登録計装基幹技能者																															
登録土質改良基幹技能者																															
登録トンネル基幹技能者																															
登録造園基幹技能者																															
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）																													

備考

- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経歴証明書）が必要となります。
- （注1） 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者。
- （注2） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注4） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注5） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注7） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別紙④ 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「8*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

		特定建設業指定7業種																														
コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解		
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2			
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5			
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3		3										3								
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6			
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工技士		9			9						9																			
	12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）					8																									
	13	1級土木施工管理技士		9			8*	9	9	8*			8*	9	8*	9	9			9	8*			8*			8*	9	8*	9		
	1H	1級土木施工管理技士補					8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*				8*	8*			8*			8*	8*	8*	8*	8*		
	14	2級土木施工管理技士	種別	土木 鋼構造物塗装 鋼構造物塗装 薬液注入 薬液注入				8o	8	8	8o			8o	8o	8			8o	8o			8o			8o	8	8o	8			
	1J	2級土木施工管理技士補						8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o			8o			8o	8o	8o	8o	8o		
	15	2級土木施工管理技士						8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8	8o			8o			8o	8o	8o	8o	8o		
	1K	2級土木施工管理技士補						8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o			8o			8o	8o	8o	8o	8o		
	16	2級土木施工管理技士						8o	8	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o			8o			8o	8o	8o	8o	8o		
	1L	2級土木施工管理技士補						8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o			8o			8o	8o	8o	8o	8o		
	20	1級建築施工管理技士			9	9	9	9	9				9	9	9			9	9	9	9	8*	9				9	8*	8*	8*	9	
	2C	1級建築施工管理技士補					8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*				8*	8*	8*	8*		
	21	2級建築施工管理技士		種別	建築 躯体 仕上げ				8o	8o	8o	8o	8o			8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o	8o	8o		
	22	2級建築施工管理技士						8	8o	8	8o	8o			8	8			8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o	8o	8o	8	
	23	2級建築施工管理技士補						8	8o	8o	8	8			8	8o			8	8	8	8	8o	8			8	8o	8o	8o	8o	
	2D	2級建築施工管理技士補					8o	8o	8o	8o	8o			8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o	8o		
	27	1級電気工事施工管理技士							9												8*							8*				
	2E	1級電気工事施工管理技士補																			8*							8*				
	28	2級電気工事施工管理技士																										8o				
	2F	2級電気工事施工管理技士補																										8o				
	29	1級管工事施工管理技士							9			8*	8*	8*							8*	8*				8*	8*	8*	8*	8*		
	2G	1級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*							8*	8*				8*	8*	8*	8*			
	30	2級管工事施工管理技士										8o	8o	8o							8o	8o				8o	8o	8o	8o	8o		
	3A	2級管工事施工管理技士補										8o	8o	8o							8o	8o				8o	8o	8o	8o	8o		
	31	1級電気通信工事施工管理技士																					9									
	32	2級電気通信工事施工管理技士																					8									
	33	1級造園施工管理技士					8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*			8*	8*			8*			9	8*	8*	8*	8*	8*		
	3D	1級造園施工管理技士補					8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*			8*	8*			8*			8*	8*	8*	8*	8*			
	34	2級造園施工管理技士					8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o			8o			8o		8o	8o	8o	8o		
	3E	2級造園施工管理技士補					8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o			8o			8o		8o	8o	8o	8o		
建築士法	37	1級建築士		9	9			9			9	9								9												
	38	2級建築士				8			8			8								8												
	39	木造建築士				8																										
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）		9			9			9				9	9								9					9				
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」		9			9			9			9	9									9					9				
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」		9			9																									
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」							9														9									
	45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学、熱工学を除く）																				9										
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体工学」又は「機械—熱工学」								9												9										
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）								9																	9					
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」								9															9		9					
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」		9			9								9																	
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																						9								
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」		9			9																	9								
	52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）								9																						
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」								9																	9					
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」								9																	9	9				
電気工事士法	55	第1種電気工事士																														
	56	第2種電気工事士																														
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																														
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																						8								
	65	工事担任者（注1）																						8								
水道法	65	給水装置工事主任技術者																														
消防法	68	甲種 消防設備士																									8					
	69	乙種 消防設備士																									8					
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解

別紙④ 有資格コード一覧（特定建設業）2／3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	71	建築大工		8																										
	64	型枠施工		8	8																									
	72	左官			8																									
	57	とび・とび工				8																							8	
	73	コンクリート圧送施工				8																								
	66	ウェルポイント施工				8																								
	74	冷凍空調機器施工 ・ 空調調和設備配管																												
	75	給排水衛生設備配管																												
	76	配管（注2）・配管工																												
	70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8														
	77	タイル張り・タイル張り工									8																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み										8																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																			
	80	石工・石材施工・石積み					8																							
	81	鉄工（注3）・ せいかん 製罐																												
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）											8																	
	83	工場板金															8													
	84	板金・建築板金・板金工（注5）						8									8													
	85	板金・板金工・打出し板金																8												
	86	かわらぶき・スレート施工					8																							
	87	ガラス施工																8												
	88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	8											
	89	建築塗装・建築塗装工																	8											
	90	金属塗装・金属塗装工																	8											
	91	噴霧塗装																	8											
	67	路面標示施工																	8											
	92	畳製作 ・ 畳工																			8									
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																		8										
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工（注7）・カーテンウォール施工・サッシ施工																								8					
96	造園																													
97	防水施工																	8												
98	さく井																								8					

[illegible]

備考

※資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者
- (注2) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注4) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注5) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- (注7) 木造：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別紙④ 有資格コード一覧（解体工事業）

◎注意

解体工事業に係る営業所技術者等の要件を満たすためには、一定の資格や経験の他に、一定の要件が必要になる場合がございます。詳細は以下一覧表の、資格区分に対応する備考欄をご参照ください。

「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験)

「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)

「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)

「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)

「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験)

「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格取得者)

コード	資格区分			解体工事業		備考
				一般	特定	
01	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)			1	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)			4	5	
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)				6	
建設業法（技術検定）	13	1級土木施工管理技士		7	9	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体講習を修了または解体工事に関する実務経験が一年以上あるもの
	14	2級土木施工管理技士	種別 土木	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体講習を修了または解体工事に関する実務経験が一年以上あるもの
	20	1級建築施工管理技士		7	9	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体講習を修了または解体工事に関する実務経験が一年以上あるもの
	21	2級建築施工管理技士	種別 建築	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体講習を修了または解体工事に関する実務経験が一年以上あるもの
	22		種別 躯体	7	8	
技能士法	41	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く) 総合技術監理「建設」(鋼構造及びコンクリートを除く)		7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」 総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」		7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
職業能力開発促進法	57	とび・とび工		7	8	一般・特定とも、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の解体工事業に関する実務経験が必要(平成16年4月1日までの合格者は解体工事業の実務経験1年以上)
施行設業規則	60	解体工事(解体工事施工技士)		7	8	

別紙⑤ 近畿地方整備局管内所在の大臣許可に係る許可要件等の確認のために必要な資料

申請（届出）内容と確認事項

		1 経營業務の 管理責任者等 (P 4 0)		2 営業所 技術者等 (P 4 1)		3 営業所の 実態 (P 4 2)	4 健康保険等 の加入状況 (P 4 3)	
		常勤性	要件	常勤性	要件		健康保険 厚生年金	雇用 保険
許可申請	新規	○	○	○	○	○	○	○
	許可換え	○	○	○	○	○	○	○
	一般・特	—	—	□	○	—	○	○
	業種追加	—	—	□	○	—	○	○
	更新	○	—	○	—	—	○	○
変更届	営業所の新設	—	—	○	○	○	—	—
	営業所の 廃止	—	—	—	—	—	—	—
	営業所 名称変更	—	—	—	—	—	—	—
	営業所 所在地変更	—	—	—	—	○	—	—
	経管者の 変更	○	○	—	—	—	—	—
	専任技術者の 追加・変更	—	—	○	○	—	—	—
	令第3条の 使用人	—	—	—	—	—	—	—

○：提出必要

□：従前から営業所技術者等をしていた者については省略可能

—：省略可能

※ なお、必要に応じてこの冊子に記載のある資料以外の資料の提出を求める場合があります。

1 経營業務の管理責任者等

常 勤 性 の 確 認 ※常勤性等に疑義がある場合は、別途確認資料を求める場合があります。

(以下のいずれか一点)

- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・住民税特別徴収額通知書（特別徴収義務者用）の写し（申請または届出の受付日を含むもの）
- ・健康保険組合発行の資格証明書の写し（証明日が1か月以内のもの）

<出向者について>

上記の書類の外に、出向協定書及び辞令の写しを提出してください。

要 件 の 確 認

経營業務の管理責任者としての個人の要件を確認するため、以下の表に掲げるもののうち①及び②より該当する資料の写し

当時の 役職名等	① 経験期間の地位等の確認資料	② 経験等の確認資料	期間
法人役員	履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖抄本等	経験期間中の許可通知書	5 年
令第3条に 規定する 使用人	(1)就退任時の許可申請書(様式第1号) または変更届出書(様式第22号の2) (2)府県受付印のある表紙((1)の様式以外に受付印がある場合) (3) (1)の就任時に添付の令第3条使用人一覧表(様式第11号)及び令第3条使用人の調書(様式第13号)	(1)経験期間中の許可通知書(就任日または就任前に発行及び就任中に発行のもの) (2)(1)の申請書で添付した営業所一覧表	
個人事業主	確定申告書(控) ※第一表及び第二表	経験期間中の許可通知書	

建設業の許可を持っていない個人又は法人での経験等については、表の「経験等の確認資料」に代えて、以下の資料の写し

- ・1年に1件以上の工事請負契約書、又は注文書及び請書

※ 執行役員等及び規則第7条第1号イ(2)(3)、ロ(1)(2)については事前認定が必要になります。「建設業許可事務ガイドライン」を参照いただき、個別にご相談下さい。

※ 建設業の許可を持っていない個人又は法人での経験については、請負代金の額(税込み)が500万円以上(建築一式工事の場合1,500万円以上)のものについては、建設業法第3条に抵触し違法な行為であるため、経験期間としては認められません。

2 営業所技術者等（専任の者）

常 勤 性 の 確 認 ※常勤性等に疑義がある場合は、別途確認資料を求める場合があります。

（以下のいずれか一点）

- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・住民税特別徴収額通知書（特別徴収義務者用）の写し（申請または届出の受付日を含むもの）
- ・健康保険組合発行の資格証明書の写し（証明日が1か月以内のもの）
- ・所属企業の雇用証明書の写し（証明日が1か月以内のもの）

＜出向者について＞

上記の書類の外に、出向協定書及び辞令の写しを提出してください。

なお、現場の主任技術者及び監理技術者については、出向者は認められません。

要 件 の 確 認（実務経験により要件を満たすもののみ）・・・（1）及び（2）を提出

※監理技術者資格者証の写しによって基準を満たすことを証明する場合は提出不要です。

（1）実務経験の内容を確認する資料

1）法第7条第2号イ、ロ、ハに該当する者（一般許可）

①または②のいずれか（①と②の組み合わせは不可です。）

①証明者が許可を有している（いた）期間は、経験期間分の建設業許可通知書（写）

※許可を有している（いた）期間を確認できない場合は、②が必要になります。

②実務経験証明書に記載のある期間中5件（申請者による任意抽出、但し1年につき1件）の工事請負契約書、又は注文書及び請書の写し

【例】平成20年～平成30年までの実務経験を証明する場合、この期間から5年分（5件）の確認資料が必要。

→平成30年における経験を5件提出するだけでは足りません。

※ただし他社と自社での両方の経験を証明する場合は、それぞれの会社で最低1件分は工事請負契約書、または注文書及び請書の写しを用意してください。

また、法第7条第2号イに該当する者（指定学科卒）については、卒業後3年分（3件）または5年分（5件）の確認資料が必要になります。

※国家資格等＋実務経験で要件を満たす者（法第7条第2号ハ）については、国家資格等合格後3年分（3件）または5年分（5件）の経験確認資料が必要となります。

2）法第15条第2号ロに該当する者（特定許可）

- ・指導監督的実務経験証明書に記載のある全ての工事請負契約書、又は注文書及び請書の写し

※確認書類として工事請負契約書、または注文書及び請書の写しを提出する際、JV受注の工事が含まれる場合は出資割合が確認できるものが必要になります。

(2) 実務経験証明期間について当該会社に在籍していた事が確認できる資料（以下のいずれか一点）

1) 健康保険組合等が各事業所向けに発行している標準報酬決定通知書等のセット

- ・「経験期間いつから」の確認:「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」等
- ・「経験期間いつまで」の確認:「直近の標準報酬決定通知書」「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」等

2) 所属企業の雇用証明書の写し（証明日が1か月以内のもの）

- ・雇用期間がいつからいつまでわかるように記載してください。
- ・勤務日や勤務時間等雇用証明書の記載内容によっては、就業規則その他社内規定の確認や勤怠管理の書類など別途提出を求める場合があります。

※雇用証明書のひな形については、近畿地方整備局HPに掲載しております。

3) 厚生年金被保険者記録照会回答票（写）（該当する事業者名が記載されていること）

※過去の出向先での経験を証明する場合には、別途経験期間を網羅する「出向協定書等（写）」も必要です。

※建設業の許可を持っていない個人又は法人での経験を証明される方については、請負代金の額が税込で500万円以上（建築一式工事の場合 1,500万円以上）である場合、建設業法第3条に違反しているので、実績として認められません。

※経験年数については、片落として数えます。

例) 15年4月から15年8月まで …「5ヶ月」ではなく「4ヶ月」と数えます。

※1人の技術者が複数の業種を証明しようとする場合、重複する期間については、1業種分しか認められません。

例) 実務経験のみで2業種を担当する場合、10年×2=20年分の実績が必要です。

4) その他（ご相談下さい）

3 営業所の実態

主たる営業所及び従たる営業所ともに、以下の資料により営業所の実態を確認します。

写真（P43～P45の貼付用紙をご利用下さい）

- ・建物外部の全景（看板、住居表示等を確認できるもの）
- ・建物内部（メールボックス、テナント表札等を確認できるもの）
- ・事務所入口（営業所の名称を確認できるもの）
- ・事務所内部の全景（電話・机等の什器備品や打ち合わせスペースを確認できるもの）
- ・建設業許可の標識（金看板）（近景及び遠景を撮影したもの）※新規申請では不要

※自己所有・賃貸借の別に○をつけて下さい。

その他 店舗・営業所として使用できる物件であることが不明な場合、別途確認資料の提出を求めることがあります。（例：契約書（写）や平面図など）

4 健康保険等の加入状況

健康保険及び厚生年金保険

- ・保険料の納入について、以下のいずれかの資料の写し
- ・領収証書（申請時の直前のもの）
- ・納入証明書（申請時の直前のもの）

※電子データによる通知を受けている場合は、その写しとともに、入金が確認できる書類を提出してください。

雇用保険

- ①労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ②（上記により申告した保険料の納付に係る）領収証書の写し

※①②とも申請時の直前のもの

※労働保険事務組合に委託している場合は、組合からの「納入通知書」(写)及び「領収書」(写)

※営業所が雇用保険事務所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するため、事務所非該当承認通知書の写しを提出して下さい。

営業所の名称：

所有区分の別：自己所有・賃貸借

建物外部の全景	令和	年	月	日	撮影
看板、住居表示等を確認できるもの					

建物内部	令和	年	月	日	撮影
メールボックス、テナント表札等を確認できるもの					

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、用紙についてはA 4 とし、営業所名、撮影日等を明記して下さい。

営業所の名称：
所有区分の別：自己所有・賃貸借

事務所入口	令和	年	月	日	撮影
会社名を確認できるもの					

事務所内部の全景	令和	年	月	日	撮影
内部全景、電話、机等の什器備品や 打ち合わせスペースを確認できるもの					

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、用紙についてはA 4 とし、営業所名、撮影日等を明記して下さい。

営業所の名称：

所有区分の別：自己所有・賃貸借

建設業許可の標識	令和	年	月	日	撮影
いわゆる金看板、新規申請では不要 近景及び遠景で撮影したもの					

その他	令和	年	月	日	撮影
必要に応じて提出下さい					

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、用紙についてはA 4 とし、営業所名、撮影日等を明記して下さい。

建設業許可申請関係書面の記載例 (近畿地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

記載例 目次

様式第一号	建設業許可申請書	48	様式第七号の三	健康保険等の加入状況	70
別紙一	役員等の一覧表	49	様式第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更） 〔新規・許可換え新規〕	71
別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）	50	様式第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更） 〔般特新規〕	72
別紙二（2）	営業所一覧表（更新）	51	様式第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更） 〔業種追加〕	73
別紙三	収入印紙等貼付台紙	52	様式第九号	実務経験証明書	74
別紙四	営業所技術者等一覧表	53	様式第十号	指導監督の実務経験証明書	76
様式第二号	工事経歴書	54	様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表	77
別紙	工事経歴書の記載フロー	55	様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に關 する調書	78
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事 施工金額	56	様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使 用人の住所、生年月日等に関する調 書	79
様式第四号	使用人数	57	様式第十四号	株主（出資者）調書	80
様式第六号	誓約書	58	様式第十五号	貸借対照表	81
様式第七号	常勤役員等（経營業務の 管理責任者等）証明書	59	様式第十六号	損益計算書	83
様式第七号別紙	常勤役員等の略歴書	60	様式第十七号	株主資本等変動計算書	85
様式第七号の二（第一面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直 接に補佐する者の証明書	61	様式第十七号の二	注記表	86
様式第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	様式第十七号の三	附属明細書	88
様式第七号の二（第一面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直 接に補佐する者の証明書	63	様式第二十号	営業の沿革	90
様式第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	65	様式第二十号の二	所属建設業者団体	91
様式第七号の二（第二面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直 接に補佐する者の証明書	66	様式第二十号の三	主要取引金融機関名	92
様式第七号の二（第三面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直 接に補佐する者の証明書	67			
様式第七号の二（第四面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直 接に補佐する者の証明書	68			
様式第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の 略歴書	69			

申請日を記入。

令和 2 年

不要な文字は消すこと。

(登記上)
大阪府大阪市北区中之島

(事実上)
大阪府大阪市中央区大手前3-1-4
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

- ・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載。ここである本店とは「主たる営業所」をいう。
- ・「主たる営業所」が登記上の本社・本店と異なる場合は登記上・事実上住所を並記する。
- ・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も記載します。
（その場合は作成に係る委任状の写しの添付が必要）

行政庁側記入欄		大臣 知事		コード												許可年月日	
許可番号	013	国土交通大臣 知事	許可(般特-□□)	第	5	10	11	13	15	号	令和	年	月	日			
申請の区分	023	(1.新 規 4.業 種 追 加 7.般・特新規+更新 2.許可換え新規 5.更 新 8.業 種 追 加 + 更新 3.般・特新規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新)										許可の有効 期間の調整	4	1	(1. する 2. しない)		
申請年月日	03	令和	3	年	5	7	月	日									

(注) 申請者は本枠内は記入しないこと。

今回の申請と併

(注) 申請者は太枠内は記入しないこと。

今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新の申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入。

許可を受ける建設業者の建設業申請時において既に許可を受けている建設業者の商号又は名称のフリガナを記入する。

法人の種類は略字で記入
 株式会社 → (株)
 特例有限会社 → (有)
 合資会社 → (資)
 合名会社 → (名)

濁点、半濁点を有する文字は一文字として記入します。
 例: ダ ビ

代表者の氏名
 代表者の氏名は個人名とする。営業者の住所が市町村コードの異なる営業所を有する場合は、主たる営業所の住所を記入する。

都道府県名
 大阪府

市区町村名
 大阪市中央区

項番 10 に続く住所を「丁目」、「番」及び「ー」ハイフンを用いる。

局番との間は左詰めで記入

(1. 一般)
(2. 特定)

一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入。

・項番04は今回の許可申請により、許可を受けようとする建設業について記入。

・項番05は現在、国土交通大臣の許可を受けている業種について記入。(新規・許可換え新規の場合は記入しない)

法人の種類のフリガナは記入しない。

法人の種類は略字で記入

式会社	→ (株)
例有限会社	→ (有)
資会社	→ (資)
名会社	→ (名)

濁点、半濁点を有する文字は一文字として記入します。
例：ダ ヒ

姓と名の間に
1カラム開ける

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

項番10に続く住所を記入。
「丁目」、「番」及び「号」については
「-」ハイフンを用いて記入する。

局番との間は「-」ハイフンで続き
左詰めで記入する。

法人番号は13桁全て記入する。

申請時の資本金を千円単位で右詰めて記入。(千円未満切り捨て)

ファックス番号 06-6942-1234

資本金額又は出資総額 (千円)

法人又は個人の別 (1. 法人 2. 個人)

兼業の有無 (1. 有 2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類 **宅地建物取引業**

法人番号 法人番号は13桁全て記入する。

兼業がある場合は、「1」と記入し、その兼業内容を記入する。

許可換えの区分

1	5	3
---	---	---

(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

許可換え新規の場合は、「2」を記入。

その事業内容を記入する。

旧許可番号

1	6			
---	---	--	--	--

国土交通大臣知事許可(一般-)第

5									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

号

令和

11	
----	--

旧許可コード

3	
---	--

- ・項番15、16は「許可換え新規」を申請する場合のみ記入する。
- ・許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先	行政庁のコード
	福井県 → 18
所属等	滋賀県 → 25
建設産業第	京都府 → 26
	大阪府 → 27
ファックス番号	兵庫県 → 28
06-	奈良県 → 29
	和歌山県 → 30

氏名 近藤 一郎

電話番号 06-942-1142

本申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・F a x 番号を記入する。

閲覧に供される書類のため、個人携帯
等記載しないようにご注意ください。

令和2年 10 月 1 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業		
			特定	一般	
営主 業たる 所	本店	〒５４０－８５８６ 大阪府中央区大手前３－１－４１ ０６－６９４２－１１４１	土、と	管	
	東京営業所	〒１００－８９１８ 東京都千代田区霞が関２－１－３ ０３－５２５３－８１１１	土、と		
商号は記入しない。		主たる営業所以外でも建設業を営む営業所をすべて記入する。	・今回の申請で、許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記入する。 ・下記表の（ ）内に示された略号を使用し記入する。		
略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
（土）	土木工事業	（鋼）	鋼構造物工事業	（絶）	熱絶縁工事業
（建）	建築工事業	（筋）	鉄筋工事業	（通）	電気通信工事業
（大）	大工工事業	（舗）	舗装工事業	（園）	造園工事業
（左）	左官工事業	（しゆ）	しゆんせつ工事業	（井）	さく井工事業
（と）	とび・土工工事業	（板）	板金工事業	（具）	建具工事業
（石）	石工事業	（ガ）	ガラス工事業	（水）	水道施設工事業
（屋）	屋根工事業	（塗）	塗装工事業	（消）	消防施設工事業
（電）	電気工事業	（防）	防水工事業	（清）	清掃施設工事業
（管）	管工事業	（内）	内装仕上工事業	（解）	解体工事業
（タ）	タイル・れんが・ブロック工事業	（機）	機械器具設置工事業		
記載方法 １ 更新の申請のみを行う場合は、この様式を使用します。（別紙二（１）は使用しません。） ２ 更新と同時に業種追加、般特新規の申請をする場合は、別紙二（１）に記載して下さい。 ３ 確認資料については、更新申請に係る営業所の確認資料のみ必要となります。 ４ 「従たる営業所」の欄には、主たる営業所以外の建設業を営む営業所をすべて記載します。					

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

・新規、許可換新規、般・特新規の許可申請については、登録免許税領収証書の原本を貼付して下さい。
 ・更新、業種追加の許可申請については、収入印紙を貼付して下さい。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

参考:「申請区分」と「手数料」

〔登録免許税の納入方法〕
 ・登録免許税の納入先は大阪国税局東税務署です。東税務署に直接納入されるか、又は日本銀行、日本銀行蔵入代理店、ゆうちょ銀行から東税務署あてに納入して下さい。

区分 No.	申請区分	申請内容	申請時期	申請手数料等 (大臣許可) 一般又は特定	申請手数料等 (大臣許可) 一般及び特定
1	新規	・現在、有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可申請する場合	随時	15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
2	許可換え新規	・都道府県知事の許可を受けた者が、2以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなった場合		15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
3	般・特新規	・一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	随時	15万円 (登録免許税)	
4	業種追加	・一般建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、一般建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業及び一般建設業の許可を受けている者が、新たに建設業の許可を申請する場合	随時	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
5	更新	・既に受けている建設業許可について、その「更新」を申請する場合	許可の有効期間が満了する30日前まで	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
6	般・特新規＋業種追加	・「般・特新規」と同時に「業種追加」して、建設業の許可を申請する場合	随時		20万円 (登録免許税15万＋収入印紙5万)
7	般・特新規＋更新	・「般・特新規」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合	原則として、従前の許可の有効期間が満了する6ヶ月前まで		20万円 (登録免許税15万＋収入印紙5万)
8	業種追加＋更新	・「業種追加」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合		10万円 (収入印紙)	「業種追加」が一般又は特定:15万円(収入印紙) 「業種追加」が一般及び特定:20万円(収入印紙)
9	般・特新規＋業種追加＋更新	・「般・特新規」と同時に「業種追加」して、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合			25万円 (登録免許税15万＋収入印紙10万)

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあっては、この限りでない。

営業所技術者等一覧表

本様式は、営業所一覧表（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に営業所技術者等名を記載する。

月 1 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	近畿 一郎	土-9、と-9	13
〃	近畿 二郎	管-7	30
東京営業所	近畿 三郎	土-9、と-9	13

建設業許可申請書「別紙2（1）（2）」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所ごとに分けて記入する。

・氏名は国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入する。
・実務経験のみの場合は、住民票上の氏名で記入する。

・業種追加・般特新規の場合は申請する業種に関する営業所技術者についてのみ記載する。

専任技術者となる業種について業種の略号と「-」に続けて別紙④有資格コード一覧の建設業の種類コードを記入する。

別紙④有資格コード一覧の資格コードを記入する。

上記「建設工事の種類」のコードの内容

○一般建設業の場合

- 「1」・・・法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「4」・・・法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
「7」・・・法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

○特定建設業の場合

- 「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ（2年以上の指導監督の実務経験）該当
「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ（2年以上の指導監督の実務経験）該当
「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ（2年以上の指導監督の実務経験）該当
「9」・・・法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

記載方法

- この一覧表は、既に営業所技術者等証明書（様式第八号）による営業所技術者等の証明を行った建設業について作成します。
- 「建設工事の種類」の欄は、別紙二の「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、営業所技術者等となる建設業に係る建設工事について、例えば、「土-9」のように、上記表の分類に従い、当該する数字と業種の略号とを「-」（ハイフン）で結んで記載します。（参照：別紙④有資格コード一覧表）
- 「有資格区分」の欄については、別紙④有資格コード一覧表により、資格コードを記入して下さい。

この記載例は経営事項審査を申請しない場合の「工事経歴書」の記載例になります。
※ 経営事項審査を申請する場合は、別紙「工事経歴書の記載フロー」により「工事経歴書」を作成して下さい。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

申請する業種ごとに作成する。

工事経歴書

該当するものに○を付ける。

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

請け負った1つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を記入。

「元請」とは施主から直接受注したもの。
「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したもの。
土木一式、建築一式工事については原則元請に限り記入。

共同企業体（JV）として行った工事については「JV」と記入。

工事請負契約書等から施工箇所と工事内容がわかるよう具体的に記入する。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を記入。（政令指定都市については都道府県名を省略可）

「配置技術者」は完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により各工事に置かれた技術者の氏名を記載する。
なお、配置技術者が施工中に変更になった場合は、下段に当該技術者の氏名を併記すること。
監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当した主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者の氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記す）	請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成予定年月
大阪ビル(株)	元請		大阪工場の地盤改良工事	大阪府大阪市中央区	建設 太郎	✓	71,500千円	千円	平成28年12月	平成29年
大手前ビル(株)	下請		大手前ビルの基礎工事	大阪府大阪市中央区	建設 太郎	✓	45,300千円	千円	平成28年	
国土建設(株)	〃		中央ビル新築工事の外構工事	大阪府大阪市中央区	近畿 一郎	✓	35,600千円	千円	平成28年4月	平成28年5月
近畿建設(株)	〃		谷町マンション耐震工事の内の足場仮設工事	大阪府大阪市中央区	近畿 二郎	✓	25,500千円	千円	平成28年5月	平成28年5月
近畿産業(株)	元請		近畿産業ビル外構工事	兵庫県尼崎市	兵庫 太郎		17,800千円	千円	平成28年6月	平成28年6月
(株)山田建設	下請		山田ビル補修工事の内の足場仮設工事	和歌山県和歌山市	和歌山 一郎		14,600千円	千円	平成28年7月	平成28年7月
A	元請		A邸の外構工事	奈良県奈良市	奈良 太郎	✓	5,800千円	千円	平成28年8月	平成28年8月
〃	〃		B邸の外構工事	京都府京都市	京都 一郎	✓	4,300千円	千円	平成28年9月	平成28年9月
(株)関西建設	下請		関西ビル補修工事の内の足場仮設工事	神戸市中央区	神戸 太郎	✓	3,500千円	千円	平成28年10月	平成28年10月
(株)大阪興産	〃		大阪ホテル新築工事の内の足場仮設工事	大阪府北区	大阪 三郎	✓	2,700千円	千円	平成28年11月	平成28年11月
滋賀産業(株)	〃		大津宿舍補修工事の内の足場仮設工事	滋賀県大津市	滋賀 二郎	✓	1,500千円	千円	平成28年5月	平成28年
(株)福井建設	〃		一般国道道路改良工事の内のはつり工事	福井県福井市	福井 太郎	✓	1,200千円	千円	平成28年1月	平成28年2月
					建設 二郎 建設 三郎 (監理技術者補佐)	✓		千円	平成 年 月	平成 年 月
					特定専門工事に該当したため主任技術者を配置せず			千円	平成 年 月	平成 年 月

該当する技術者に「し」を付す。

注文者が個人である場合は、イニシャル等で記入。（工事名も同様）

このページに記載した完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。

業種ごとの最終ページに、業種ごとの完成工事の件数と請負代金の額の合計を記入。金額は様式第三号の「許可に係る建設工事の施工金額」の計と一致する。

小計	12件	229,300千円	千円	うち 元請工事	千円
合計	46件	327,000千円	千円	うち 元請工事	千円

千円単位で記載。
工事進行基準を採用している場合には、当該進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を上段に括弧書きで付記する。

・土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の工事経歴書を作成する場合には、以下の工事があるときに、略号に○を付し、工事ごとに該当する請負金額を記載する。
・「土木一式工事」→プレストレストコンクリート工事(PC)
・「とび・土工・コンクリート工事」→法面処理工事（法面処理）
・「鋼構造物工事」→鋼橋上部工事（鋼橋上部）

着工年月は契約の着工日ではなく、実際に工事に着手した年月を記入。
完成年月は引き渡しの年月を記入。

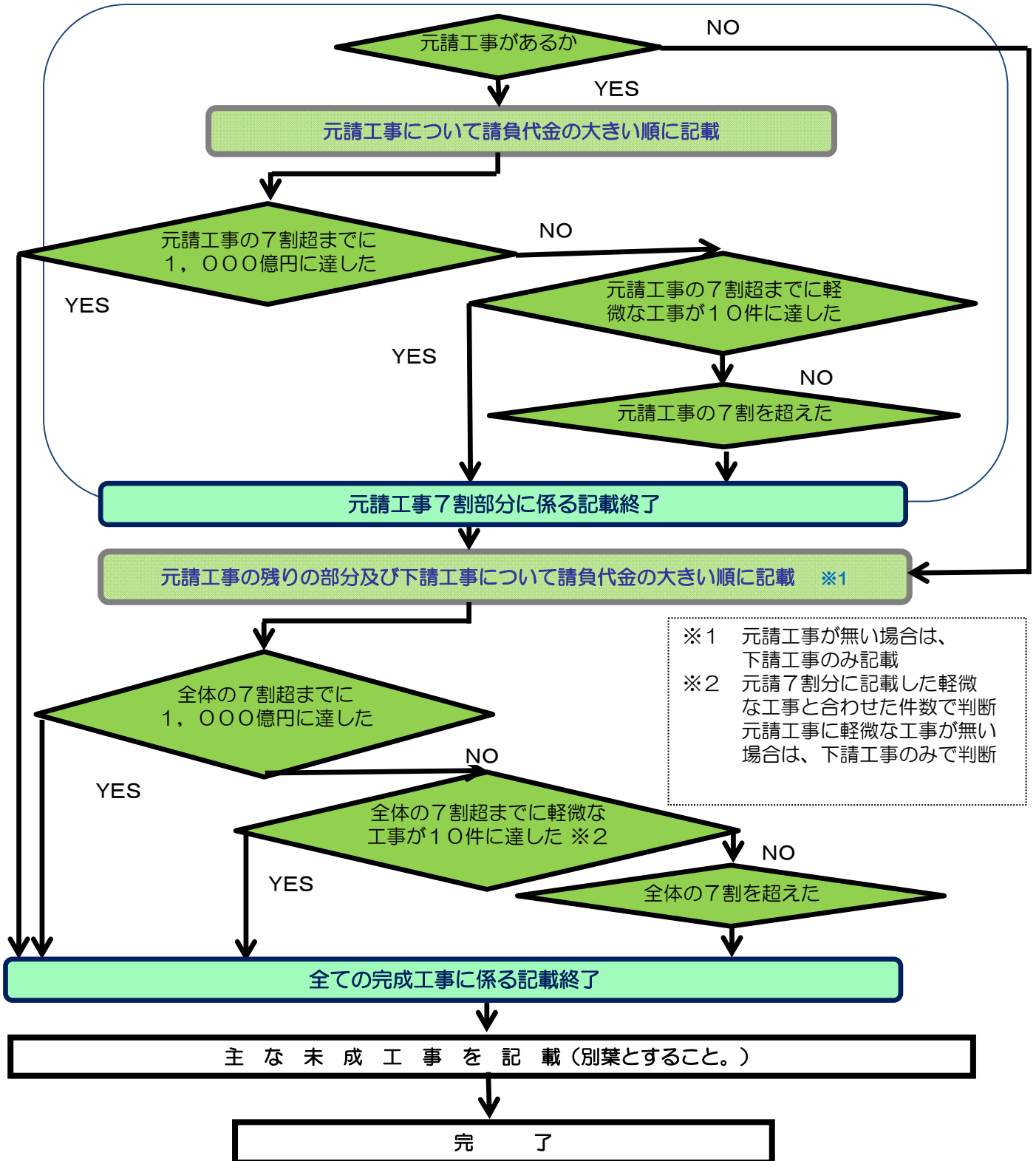
「小計」「合計」のうち元請工事の請負代金の額を記入。

記載方法

- 許可を申請しようとする建設工事の種類ごとに作成します。（事業年度終了時の決算変更届の場合は、届出時点で許可を取得している全ての業種について作成。）
- 申請又は届出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事について作成します。（未完成工事は、別葉で「未完成工事」として作成が必要です。）
- 経営事項審査の申請を行う者については、別紙「工事経歴書の記載フロー」に基づき作成して下さい。
経営事項審査の申請を行わない者については、主な完成工事について、業種ごとに請負代金の額の大きい順に記載します。それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載します。
- 工事実績が無い場合は、「受注実績なし。」と記載して下さい。
- 業種追加、般特新規を申請する場合は、新たに許可を受けようとする業種について作成して下さい。（既に許可を有している業種については作成は不要です。）
- 「注文者」及び「工事名」の欄には、個人名は記載しないで下さい。（アルファベット表記等）

工事経歴書(様式第2号)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載する。
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事(税込500万(建築一式工事は1,500万)未満)、の10件を超える部分については記載を要しない。
 ③さらに②に続けて主な未成工事について別業にして記載する。



様式第二号を作成した全ての業種について記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

・許可申請の場合は、今回許可を申請しない建設業に係る施工金額を記入する。（許可を有しない軽微な工事も含む）

・事業年度終了届の場合は、許可を受けていない建設工事の施工金額を記入する。

過去2年分の施工金額についても記入する。（各業種の内訳についても同様）

損益計算書（様式第十九号）の完成工事高と一致する。

申請時の直前3年分を1期ごとに記載する。

この表の「元請」とは施工主が官公庁の場合は、「公共」に、それ以外の場合は「民間」に記入。

「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したもの。

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式工事	とび・土工工事	管工事	工事		
第30期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	元請	公共	1,450,461	66,677	0	0	1,517,138
	元請	民間	27,420	0	38,669	3,754	69,843
	下請		0	0	0	0	0
	計		1,477,881	66,677	38,669	3,754	1,586,981
第31期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	元請	公共	1,367,177	59,876	0	0	1,427,053
	元請	民間	0	0	22,666	0	22,666
	下請		0	9,986	0	0	9,986
	計		1,367,177	69,862	22,666	0	1,459,705
第32期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
	元請	民間	1,219,050	98,400	15,036	0	1,332,486
	下請		0	102,100	0	0	102,100
	計		1,219,050	200,500	15,036	0	1,434,586
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					
	元請	民間					
	下請						
	計						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					
	元請	民間					
	下請						
	計						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					
	元請	民間					
	下請						
	計						

工事経歴書（様式第二号）を作成した業種について記載。計は工事経歴書の業種ごとの合計額と一致する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載方法

- 様式第二号（工事経歴書）を作成した業種について記載をしてください。
- 業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって許可を受けようとする業種について「許可に係る建設工事の施工金額」に記入してください。許可を受けていない業種については「その他の建設工事の施工金額」にまとめて記入して下さい。

令和2年 10 月 1 日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	15人	10人	6人	31人
東京営業所	8人	3人	4人	15人
様式第一号別紙2に記載した順に記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たす者の数を記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件には満たない者の数について記入記載する。	建設業に従事する事務関係の使用人数を記載する。	基本的に様式第七号の三の「従業員数」と同数又は範囲内（兼業がある場合）の使用人数となる。
		「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」両方に該当する場合には主となるものにカウントする。		
合計	23人	13人	10人	46人

記載方法

- この表には、建設業に従事している使用人数を記載します。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人にあっては代表権を有する役員も含まれます。
- 新規申請等の場合は申請時点の人数を、事業年度終了後の届出に添付する場合は当該決算日時点の人数を、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の場合はそれらをした後に建設業に従事する予定の人数を、相続場合は相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定人数を記載します。

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要な文字は消す。

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

、

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

建設業法第8条各号の欠格要件については、「建設業許可申請の手引き」P12参照のこと。

申請日を記入。

令和 2 年 1 0 月 1 日

不要な文字は消す。

不要な文字は消す。

申請者（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
譲受人（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
合併存続法人 株式会社 近畿建設
分割承継法人 代表取締役 近畿 太郎

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入。

記載要領

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

、

「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」

、

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」

については不要なものを消すこと

00002

7条第1号イ（2）、（3）に該当する場合、提出前に別途個別認定を受ける必要があります。

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要のものを消す。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ（1）（2）（3）に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役、事業主等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 代表取締役

経験年数 平成 27 年 10 月から 令和 2 年 9 月まで 満 5 年 0 月

証明者と被証明者との関係

役員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

証明者が証明できる期間、被証明者が経營業務の管理責任者としての経験を有した年数を記入。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社元役員〇〇〇〇など）

令和 2 年 10 月 1 日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

・申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。
・該当しないものについては削除。大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

証明者

不要のものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請者（の常勤の役員）（本 人）（の支配人）で第7条第1号イ（1）（2）（3）に該当する者であることに相違ありません。

令和 2 年 10 月 1 日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事1. 「新規」、「許可換え新規」申請の場合
2. 変更届出の場合（経営交代の届出）
3. 「更新」、「業種追加」などの場合（現在の経営に変更がない場合）請者
出者大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣
知事

コード

許可番号 1 8 0 0

国土交通大臣 許可（般 特 0 1）第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日

令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

・複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。
・新規、許可換え新規の場合は記入しない。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】	
氏名のフリガナ	1 9 キ シ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名	2 0 近 畿 太 郎 生 年 月 日 13 14 16 18 S 5 7 年 1 1 月 2 1 日
住 所	大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。
◎【変 更 前】 現住所（居所）を記入する。	
氏 名	2 1 生 年 月 日 13 14 16 18 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
 - 「第7条第1号イ（1）（2）（3）に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
 - 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者。
 - 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者。
 - 建設業に関し、6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者。
- （※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P5～P6参照）

※ 規則第7条第1号イ（2）、（3）に該当する場合、提出前に別途個別認定を受ける必要があります。

常勤役員等の略歴書

現住所	大阪府大阪市中央区大手前3-1-41				
氏名	近畿 太郎		生年月日	昭和57年11月21日生	
職名	代表取締役				
	期間	従事した職務内容			
職歴	自平成21年4月1日 至平成24年3月31日	(株)近畿建設 入社 土木部土木課に勤務			
	自平成24年4月1日 至平成27年9月30日	(株)近畿建設 営業部長			
	自平成27年10月1日 至平成29年3月31日	(株)近畿建設 取締役			
	自平成29年4月1日 至 年 月 日	(株)近畿建設 代表取締役就任 現在に至る			
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		なし			
上記のとおり相違ありません。					
令和 2 年 1 0 月 1 日			氏 名 近畿 太郎		

・現住所（居所）を記入する。
・氏名、職名は、別紙1「役員一覧表」の内容と一致させることとする。

申請時における職名を記入する。
例：「代表取締役」「取締役」

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

作成した日付を記入する。

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※規則第7条第1号ロ（1）該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

不要のものを消す。

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 執行役員（財務、労務）、取締役

経験年数 平成27年4月から 令和2年9月まで 満5年6月

証明者と被証明者の関係 役員 証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

備考 { }

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など）

令和2年10月1日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

・申請者が法人の場合は「常勤の役員」に該当する。
・該当しないものについては削除。

不要のものを消す。

（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾₍₂₎の常勤の役人⁽¹⁾₍₂₎で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

令和2年10月1日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

1. 「新規」、「許可換え新規」申請の場合
2. 変更届出の場合（経営交代の届出）
3. 「更新」、「業種追加」などの場合（現在の経営に変更がない場合）

申請者 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
届出者 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣 ユード
知事

許可番号 1 8 0 0 国土交通大臣 許可（一般 0 1）第 0 1 2 3 4 5 号 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

記

・複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。
・新規、許可換え新規の場合は記入しない。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 キ シ 姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 0 近 畿 一 郎 生年月日 S 5 7 年 1 月 2 1 日

住 所 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1

法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。

◎【変 更 前】現住所（居所）を記入する。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 1 生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
- 「第7条第1号ロ（1）（2）に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
 - 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者。
 - 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。（※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P7参照）

常勤役員等の略歴書

現住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1			
氏名	近畿 一郎	生年月日	昭和57年11月21日生	
職名	代表取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自平成21年4月1日 至平成24年3月31日	(株)近畿建設 入社 土木部土木課に勤務		
	自平成24年4月1日 至平成27年3月31日	(株)近畿建設 営業部長		
	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	(株)近畿建設 執行役員 ○○部長(財務担当)		
	自平成28年4月1日 至平成30年3月31日	(株)近畿建設 執行役員 ○○部長(労務担当)		
	自平成30年4月1日 至 年 月 日	(株)近畿建設 取締役就任 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
			なし	
上記のとおり相違ありません。				
令和 2 年 1 0 月 1 日		氏 名 近畿 一郎		

・現住所(居所)を記入する
・氏名、職名は、別紙1「役員一覧表」の内容と一致させることとする。

申請時における職名を記入する。
例:「代表取締役」「取締役」

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

作成した日付を記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

00002

※規則第7条第1号ロ（2）該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は2社での経験を有する場合（建設業以外）】

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消す。（第一面）

（1） 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役

経験年数 平成27年 10月から 平成30年 9月まで 満 3年 0月

証明者と被証明者との関係 元役員

備考

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。
ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など）

令和 2年 10月 1日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

・申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。
・該当しないものについては削除。

（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

不要のものを消す。

（2） 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾₍₂₎の常勤の役員、本人、支配人で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

令和 2年 10月 1日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

1. 「新規」、「許可換え新規」申請の場合
2. 変更届出の場合（経営交代の届出）
3. 「更新」、「業種追加」などの場合（現在の経営に変更がない場合）

（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 3 （1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等）

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 1 8 0 0 国土交通大臣 許可（一般 0 1）第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

・複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。
・新規、許可換え新規の場合は記入しない。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】	
氏名のフリガナ	1 9 キ シン
氏名	2 0 近 畿 太 郎
住所	大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇
◎【変更前】	
氏名	2 1

姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 5 7 年 1 0 月 2 1 日

法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。

◎【変更前】 現住所（居所）を記入する。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
- 「第7条第1号ロ（1）（2）に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
 - 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者。
 - 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。（※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P7参照）

※規則第7条第1号ロ（2）該当の場合、提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は2社での経験を有する場合（建設業者）】

0 0 0 0 2

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消す。（第一面）

（1） 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役

経験年数 平成30年 10月から 令和 2年 9月まで 満 2年 0月

証明者と被証明者の関係 役員

備考

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。
ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など）

令和 2年 10月 1日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

・申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。
・該当しないものについては削除。

（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

不要のものを消す。

（2） 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾₍₂₎の常勤の役員、本人、支配人で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

令和 2年 10月 1日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

1. 「新規」、「許可換え新規」申請の場合
2. 変更届出の場合（経管交代の届出）
3. 「更新」、「業種追加」などの場合（現在の経管に変更がない場合）

（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届出として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 3 （1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等）

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 1 8 0 0

国土交通大臣 許可（一般 0 1）第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

・複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。
・新規、許可換え新規の場合は記入しない。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 キ シ

姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 0 近 畿 太 郎

生年月日 S 5 7 年 1 0 月 2 1 日

住 所 大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇

法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。

◎【変 更 前】現住所（居所）を記入する。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 1

生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
 - 「第7条第1号ロ（1）（2）に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
 - 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者。
 - 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。
- （※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P7参照）

常勤役員等の略歴書

現 住 所	大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇		
氏 名	近畿 太郎	生 年 月 日	昭和57年10月21日生
職 名	取締役		
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
職 歴	自 平成21年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	(株)近畿建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自 平成24年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日	(株)近畿建設 営業部長	
	自 平成27年 10月 1日 至 平成30年 9月 30日	(株)関東 取締役 就任(不動産業3年)	
	自 平成30年 10月 1日 至 平成 年 月 日	(株)近畿建設 取締役就任(建設業2年) 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 1 0 月 1 日		氏 名 中部 太郎	

・現住所(居所)を記入する。
・氏名、職名は、別紙1「役員一覧表」の内容と一致させることとする。

申請時における職名を記入する。
例:「代表取締役」「取締役」

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、
従事している職務
については、「現
在に至る」と記入

建設業の行政処分及び
行政罰はもちろんのこと、
その他の賞罰についても
記載するものとし、
該当がなければ「なし」と
記入する。

作成した日付を記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※規則第7条第1号ロ該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】

(用紙A4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

令和 2年 10月 1日
(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

役職名等 ○○部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

経験年数 平成26年 4月から 令和 2年 9月まで 満 6年 6月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

1. 「新規」、「許可換え新規」申請の場合
2. 変更届出の場合(経管を直接補佐する者の交代の届出)
3. 「更新」、「業種追加」などの場合(現在の経管を直接補佐する者に変更がない場合)

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 2 3 0 0

国土交通大臣 知事 許可(般特 0 1) 第 1 2 3 4 5 6 号

許可年月日

令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 キ シ

姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 5 近 畿 次 郎

生年月日 S 5 8 年 1 0 月 2 1 日

住 所 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。

氏 名 2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても第二面、第三面、第四面は同一の者でそれぞれ1枚ずつ作成します。
- 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金の管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

※規則第7条第1号ロ該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】

(用紙A4)

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

令和 2年 10月 1日
(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

役職名等 ○○部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

経験年数 平成26年 4月から 令和 2年 9月まで 満 6年 6月

証明者と被証明者との関係 従業員
備考 1.「新規」、「許可換え新規」申請の場合
2. 変更届出の場合(経管を直接補佐する者の交代の届出)
3.「更新」、「業種追加」などの場合(現在の経管を直接補佐する者に変更がない場合)

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 2 3 0 0 国土交通大臣 許可(一般) 第 1 2 3 4 5 6 号 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 キ シ 姓と名の間は1カラム空ける。
氏 名 2 5 近 畿 次 郎 生年月日 S 5 8 年 1 0 月 2 1 日
住 所 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

◎【変 更 前】 現住所(居所)を記入する。

氏 名 2 6 生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても第二面、第三面、第四面は同一の者でそれぞれ1枚ずつ作成します。
- 「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行

(第四面)

下記の者は、次のとおり 5 年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

令和 2 年 10 月 1 日
(登記上) 大阪府大阪市北区中之島 4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

役職名等 ○○部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

経験年数 平成 26 年 4 月から 令和 2 年 9 月まで 満 6 年 6 月

証明者と被証明者との関係

従業員

1. 「新規」、「許可換え新規」申請の場合
2. 変更届出の場合(経管を直接補佐する者の交代の届出)
3. 「更新」、「業種追加」などの場合(現在の経管を直接補佐する者に変更がない場合)

申請又は届出の区分

2 2 3

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日

令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号

2 3 0 0

国土交通大臣許可(一般) 第 1 2 3 4 5 6 号

許可年月日

令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

2 4 キ シ

姓と名の間は 1 カラム空ける。

元号〔令和 R、平成 H、昭和 S、大正 T、明治 M〕

氏名

2 5 近 畿 次 郎

生年月日 S 5 8 年 1 0 月 2 1 日

住所

大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41

◎【変更前】現住所(居所)を記入する。

氏名

2 6

元号〔令和 R、平成 H、昭和 S、大正 T、明治 M〕

生年月日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても第二面、第三面、第四面は同一の者でそれぞれ 1 枚ずつ作成します。
- 「業務運営の業務経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	大阪府大阪市中央区大手前3-1-41			・現住所（居所）を記入する。	
氏名	近畿 次郎	生年月日	昭和58年10月21日生		
職名	〇〇部長（財務管理、労務管理、業務運営担当） 申請時における職名を記入する。 例：「〇〇部長（財務管理担当）」など				
職歴	期間	従事した職務の内容		現在に至るまでの職歴を記入する。 特に今回証明する「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」の経験に関するものはすべて記入する。	
	自平成24年4月1日 至平成26年3月31日	(株)近畿建設 入社 総務課に勤務			
	自平成26年4月1日 至 年 月 日	(株)近畿建設 〇〇担当部長（財務管理、労務管理、業務運営担当）現在に至る			
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
			なし		
上記のとおり相違ありません。					
令和 2 年 10 月 1 日		作成した日付を記入する。			
		氏 名 近畿 次郎			

記載方法

1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合はそれぞれの経験毎に1枚ずつ作成することが望ましいが、1枚に全ての経験を記載して作成することも可能

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和2年10月1日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

許可年月日
許可番号 国土交通大臣 許可(般-特-25) 第 12345号 平成 30年 12月 24日

新規、許可換え新規申請の場合は、許可番号の欄は空欄

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	32人 (8人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇
東京営業所	13人 (2人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
主たる営業所及び全ての従たる営業所を記載	役員を含めすべての人数を記載。括弧内は役員的人数を内数として記載する。 ただし、出向者は出向元で加入していることから人数としては含まない。		加入は「1」 適用除外は「2」 一括適用は「3」を記載する。		健康保険	事業所整理番号及び事業所番号、労働保険番号等を記載する。 一括適用の承認に係る営業所は「本店(〇〇支店等)一括」と記載する。
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	45人 (10人)					

一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括認可に係る営業所とは

- 「健康保険」は健康保険法第34条第1号の規程による一括適用の承認に係る営業所
- 「厚生年金保険」は厚生年金保険法第8条の2第1項の規程による一括適用の承認に係る営業所
- 「雇用保険」は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規程による継続事業の一括の認可に係る営業所を指す。

雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険の適用が除外される場合」に該当するものとし、「事業所非該当承認通知書の写し」の提出が必要となる。

(用紙A 4)

0	0	0	0	3
---	---	---	---	---

(1) を○で囲む。

- 不要な文字は消す。

「1」を記入。

「届出者」を削除する。

(登記上)大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上)大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
申請者 株式会社近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

区	分	6 1 1	1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当等 3. 営業所技術者等の追力 4. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更
		大臣 知事	コード
		許可年月日	
許可番号		6 2 3 3	国土交通大臣 知事
		許可（一般— 0 0 ）第	号
		5 6 7 8 9 10	号
		令和	日
		11	年
		13	月
		15	日

入点す
記濁と
から半
か・1
初点で
最濁ん
の、含
姓し、
もる。

項番64, 65は別紙④有資格コード一覧を参考に該当するコード番号を記入。

営業所技術者等となる建設業に係る資格のみ記入。記載したコードの技術資格を証明する資料を添付する。

※この場合、1級
土木施工管理技士
の合格証明書を添
付する。

この欄には記載しない。

当該技術者が配置されている営業所の名称を記入。

現住所（居所）を記入する。

氏 名	6 3 キ シ 近 畿 二 郎 19															15 生年月日 H 0 1 年 0 3 月 0 3 日 20									
今後担当する建設工事の種類	6 4 3 5 7 10 15 20 25 30															15 土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し け 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 20									
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8															3 5 7 9 11 13 15 17									
有 資 格 区 分	6 5 3 0 3 5 7 9 11 13 15 17																								
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日															営業所の名称 (旧所属)									
営業所技術者等の住所	大阪府大阪市中央区大手前 1 - 2 - 2															営業所の名称 (新所属) 本店									

		(フリガナ)										元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																	
		フリガナ					キンキ サブロウ																						
項番		フリガナ					キンキ サブロウ					元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																	
氏名		6	3	3	キ	ン	5	近	畿	10	三	郎	15						生年月日	S	5	3	年	1	1	月	2	8	日
		土建大左と右屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解																											
今後担当する建設工事の種類		6	4	3	9	5	9	10	10	9	15			9	20				25			9	30						
現在担当している建設工事の種類																													
有資格区分		6	5	3	1	3	5			7			9			11			13			15			17				
変更、追加又は削除の年月日		令和 年 月 日																											
営業所技術者等の住所		東京都千代田区霞が関1-1-2																											
		営業所の名称 (旧所属)																											
		営業所の名称 (新所属) 東京営業所																											

1 許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者（主任技術者等を兼任する場合を含む）を配置しなければなりません。

2 別紙二（１）「営業所一覧表」に記載されている各営業所の「営業しようとする建設業」に対応する専任の技術者について記載します。

3 この証明書は専任の技術者３人ごとに作成します。

「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

下記の者は原則として「常勤」とはいえません。

- ①技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等其他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業所等について専任に近い状態にあると認められる者

4 同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って、営業所技術者等と経営業務の管理責任者とを兼ねることができず、

例：「建」について本店と東京営業所で追加を行う場合。

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

(1) を○で囲む。

- 不要な文字は消す。

「1」を記入。

「届出者」を削除する。

令和2年 10月 1日
(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

区 分 6 1 1 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

許可番号 6 2 0 0 国土交通大臣 知事 許可 (一般 特 2 8 第 0 1 2 3 2 8 号 平成 2 8 年 0 7 月 2 0 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

入点す
記濁と
から半
か・1
初点で
最濁ん
の、含
姓しも
る。

項番64, 65は別紙④有資格コード一覧を参考に該当するコード番号を記入。

営業所技術者等となる建設業に係る資格のみ記入。記載したコードの技術資格を証明する資料を添付する。

※この場合、1級土木施工管理技士の合格証明書を添付する。

この欄には記載しない。

現住所（居所）を記入す

営業所の名称
(旧所属)

営業所の名称
(新所属) **本店**

(新所属) **本店**

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 **H** **0** **1** 年 **0** **3** 月 **0** **3** 日

営業所の名称
(旧所属) 東京営業所

営業所の名称
(新所属) **東京営業所**

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

[illegible]

6 7 8

営業所の名称

営業所の名称

1 許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者（主任技術者等を兼任する場合を含む）を配置しなければなりません。

2 別紙二（１）「営業所一覧表」に記載されている各営業所の「営業しようとする建設業」に対応する専任の技術者について記載します。

3 この証明書は専任の技術者３人ごとに作成します。

「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

下記の者は原則として「常勤」とはいえませんが、

①技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者

③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）

④他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業所等について専任に近い状態にあると認められる者

4 同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限り、営業所技術者等と経営業務の管理責任者とを兼ねることができず、

【記載例は実務経験年数を通年記載する場合】

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

証明しようとする建設工事の種類を記入。

実 務 経 験 証 明 書

証明日を記入。

下記の者は、内装仕上 工事に係る。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社 元役員〇〇〇〇など）

令和2年 10月 1日

（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

株式会社 近畿建設

証 明 者 代表取締役 近畿 太郎

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する。個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している場合は屋号）を記入する。

被証明者との関係 社員

技 術 者 の 氏 名	近 畿 一 郎	生 年 月 日	平 成 3 年 1 月 1 8 日	使 用 さ れ た 期	平 成 1 3 年 4 月 から 平 成 2 8 年 3 月 まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株 式 会 社 近 畿 建 設				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	大阪北区マンション内装工事 他50件			平成14年4月から平成15年3月まで	
工事係員	大阪ビル内装工事 他35件			平成15年4月から平成16年3月まで	
工事係長	第一中学校内装改修工事 他40件			平成16年4月から平成17年3月まで	
工事係長	近畿ビル内装工事 他45件			平成17年4月から平成18年3月まで	
工事係長	大手前図書館防音工事 他30件			平成18年4月から平成19年3月まで	
工事係長	中央病院内装改修工事 他55件			平成19年4月から平成20年3月まで	
工事係長	大阪マンション防音工事 他40件			平成20年4月から平成21年3月まで	
工事課長	大手前幼稚園床仕上げ工事 他35件			平成21年4月から平成22年3月まで	
工事課長	近畿産業ビル内装工事 他30件			平成22年4月から平成23年3月まで	
工事課長	第一小学校防音工事 他45件			平成23年4月から平成24年3月まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月 会社解散のため 等			合 計	満 10 年 0 月

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。
例：役員、社員等

実際に雇用されていた期間を記入する。

ここに記載した年数の合計年数が「合計」となる。

実務経験年数の合計を記入する。

記載方法

※この証明書は、実務経験により、営業所技術者等となる場合に必要となります。

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について証明者別に作成します。
- 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。
また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。経験期間が重複しているものにあつては二重に計算できない。
（例えば内装工事の経験として既に証明されている期間は、他業種の実務経験をその期間で証明することはできません。内装工事ととび・土工工事の2業種を10年実務経験として証明する場合は、各10年ずつの経験が必要となり、合計20年の実務経験が必要となります。）
- 特例として、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しないが、平成28年5月31日までに、とび・土工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。
- 電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験年数に算入する。
- 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。
- 所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験に達するまで記載をしてください。
- 法人の解散等の理由により元役員が証明者となる場合、法人の解散、証明者が役員であったことが確認できる閉鎖事項証明書（写し可）を添付して下さい。

様式第九号（第三条関係）

証明しようとする建設工事の種類を記入。

実務経験証明書

証明日を記入。

下記の者は、**内装仕上** 工事に関

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。
ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるとし、その場合は「**備考**」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社 元役員〇〇〇〇〇〇など）

令和2年 10 月 1 日

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島 4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-4 1
株式会社 近畿建設

証 明 者 代表取締役 近畿 太郎

被証明者との関係 社員

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する。個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している場合は屋号）を記入する。

記

技 術 者 の 氏 名	近 畿 一 郎	生年月日	平成3年1月18日	使用された期間	平成13年	4月から
使用者の商号 又は 名 称	株式会社 近畿建設				平成31年	3月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数		
工事係員	大阪北区マンション内装工事			平成14年4月から平成14年9月まで		
工事係員	大阪ビル内装工事			平成14年12月から平成15年3月まで		
工事係長	第一中学校内装改修工事			平成15年5月から平成16年1月まで		
工事係長	近畿ビル内装工事			平成16年4月から平成16年12月まで		
工事係長	大手前図書館防音工事			平成17年2月から平成17年9月まで		
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
工事課長	近畿産業ビル内装工事			平成30年4月から平成30年7月まで		
工事課長	第一小学校防音工事			平成30年9月から平成31年2月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載する。 例：〇〇係長、〇〇課長 等	・ 通年にわたり建設工事の経験がない場合は、一件工事毎に積み上げて記入する。 その場合の 年数の積み上げは片落ち計算となる。 （例：平成28年4月～平成28年12月 → 8ヶ月の経験）					
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月 会社解散のため 等			合計 満 10 年 3 月		

証明者の立場から
みた被証明者との
関係を記入する。
例：役員、社員
等

実際に雇用されていた期間を記入する。

ここに記載した年数の合計年数が「合計」となる。

各経年数の始
まりの月は計算
せず、片落ち計
算する。
(例)平成25
年7月～平成2
5年11月は
4ヶ月となる。

実務経験年数の
合計を記入する。

※この証明書は、実務経験により、営業所技術者等となる場合に必要となります。

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について証明者別に作成します。
- 2 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいひ、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。
- また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。経験期間が重複しているものにあつては二重に計算できない。
- (例えば内装工事の経験として既に証明されている場合は、他業種の実務経験をその期間で証明することはできません。内装工事とび・土工工事の2業種を10年実務経験として証明する場合は、各10年ずつの経験が必要となり、合計20年の実務経験が必要となります。)
- 3 特例として、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しないが、平成28年5月31日までに、とび・土工事業業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業業及び解体工事事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。
- 4 電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免許、消防設備士免許等の交付を受けた者等であれば直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免許、消防設備士免許等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験年数に算入する。
- 5 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号))施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。
- 6 所定の用紙内に記載されないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験に達するまで記載してください。
- 7 法人の解散等の理由により役員が証明者となる場合、法人の解散、証明者が役員であつたことが確認できる閉鎖事項証明書(写し)を添付してください。

下記の者は、**内装仕上** 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和2年 10 月 1 日

様式第9号の記載例と同様。

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

証 明 者

被証明者との関係 **社員**

技 術 者 の 氏 名	近 畿 一 郎	生 年 月 日	平成3年1月18日	使用された	平成13年 4月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社 近畿建設			期 間	平成28年 3月まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
近畿不動産（株）	48,500千円	工事課長	近畿会館の内装間仕切り工事	平成23年4月から平成23年10月まで	
大阪商事（株）	53,600千円	〃	大阪ビル内装工事	平成24年11月から平成25年3月まで	
（株）大手前	68,300千円	〃	音楽室防音設備工事	平成25年7月から平成25年11月まで	
近畿商事（株）	77,200千円	〃	近畿ビル内装工事	平成26年6月から平成26年12月まで	
関西不動産（株）	45,800千円	〃	関西マンション内装改修工事	平成27年1月から平成27年6月まで	
元請人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する。	千円	税込みの金額を記入	請負契約書等により従事した建設工事の具体的な名称を、経験の内容が明らかになるように記入する。	年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月 会社解散のため 等			合計	満 2 年 1 月

- 記載要領
- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
 - 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
 - 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
 - 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載方法
この証明書は、特定建設業を受けようとする者のうち、指導監督の実務経験により特定営業所技術者となる場合に必要となります。

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について証明者別に作成します。
また、確認資料として、記入した工事の工事請負契約書又は注文書及び請書が必要となります。
- この証明書が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で、法第15条第2号の「ロ」に該当する者です。
すなわち、一般建設業の許可を受けるに必要な技術者としての要件を備えており、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が、4,500万円以上であるものに関して、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者に限られます。（指定建設業である「土、建、電、管、鋼、舗、園」の建設業の7業種を除く）
- 発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれません。
- 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和2年 10 月 1 日

営業所の名称	職 名	フリガナ 氏 名
東京営業所	東京営業所長	キンキ イチロウ 近畿 一郎
大阪支店	大阪支店長	キンキ ジロウ 近畿 二郎
・営業所一覧表（別紙二（1）又は（2））に記入した順に記入する。 ・主たる営業所以外の営業所は全て記入する。	役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇営業所長」等と記入する。	
ここに記載した内容（営業所の名称、職名、氏名）は、様式第13号の記載内容と一致する。		

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは

- ・略して「令3条の使用人」と呼ばれます。
- ・**従たる営業所**の建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者。基本的に支店又は営業所の代表者が該当します。
- ・これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）していることが求められる。

不要なものは削除。申請者が法人の場合は「法人の役員」に該当する。

許可申請者

（法人の役員等）
~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
~~法定代理人の役員等~~

の住所、生年月日等に関する調書

住 所	大阪府大阪市中央区大手前 1-1-1		
氏 名	近畿 太郎	生 年 月 日	昭和 57 年 11 月 21 日生
役 名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」とする。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		作成した日付を記入する。氏 名 近畿 太郎	

氏名、職役名の記載は別紙1「役員一覧表」の内容と一致する。

現在の職名を記入。
 例：「代表取締役」「取締役」

令3条に規定する使用人を兼ねている場合はその職名も記入する。
 例：「取締役〇〇営業所長」等

記載要領

- 「（法人の役員等）
~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
~~法定代理人の役員等~~」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

記載方法

- 別紙一「役員一覧表」に記載した役員全員について作成します。
- 「令3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、様式第十三号の「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」を省略することができます。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	大阪府大阪市中央区大手前3-1-41		
氏 名	近畿 二郎	生 年 月 日	平成 1 年 3 月 3 日生
営 業 所 名	大阪支店		
職 名	取締役 大阪支店長（注）		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰は もちろんのこと、その他の賞罰 についても記載するものとし、 該当がなければ「なし」とする。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 1 0 月 1 日		氏 名 近畿 二郎	

・現住所（居
所）を記入する。
・氏名、営業所
名、職名の記載
は様式第十一号
「建設業法施行
令第3条に規定
する使用人の一
覧表」と一致す
る。

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載方法

- 1 様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成します。
ただし、役員を兼ねている者については、様式第十二号の「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」
をもって、これに代えることができます。
（この場合、様式第十二号の「役名等」の欄には、「取締役〇〇営業所長」等と記載して下さい。）

（注）

- ★職名が副支店長、課長など営業所の代表者と客観的に認められない場合の取り扱いについて
副支店長、課長等当該部署における組織上のトップ以外の者が権限委任を受けている理由書、組織図、その他
具体的に委任を受けていることがわかる書類の提出を求めます。
- ★代表取締役が従たる営業所の契約権限を直接執行している場合の取り扱いについて
代表取締役は使用者であり使用人ではないことから業務執行権限の部分的な委譲を受けて業務執行を行う令3使用人
たり得ない。ただし、令3条使用人を置いていないのは代表取締役自らが権限を執行しているためである旨の申立書
の提出を求めます。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
近畿 一郎	大阪市中央区大手前3-1-41	3,000株
近畿 二郎	大阪市中央区大手前2-5-45	2,000株
近畿 三郎	大阪市中央区大手前3-5-46	1,000株
株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。 株式会社にあっては、登記事項証明書（商業登記簿）の発行済株式総数の100分の5以上を有する株主は、別紙一の「役員等の一覧表」に株主等として記載すること。（様式第十二号の提出も必要） 株式会社にあっては、株数を記載するときは「〇〇株」とし、その他の法人にあっては、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を記入する。		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載方法

- この調書は、許可申請者が法人でかつ、株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、またその他の法人にあっては、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載します。

決算日を記入する。

貸 借 対 照 表

令和 6 年 3 月 3 1 日 現在

(会社名) 株式会社 近畿建設

資 産 の 部

I 流 動 資 産			千円
現金預金		205,486	
受取手形		132,355	
完成工事未収入金		81,287	
有価証券			
未成工事支出金		385,933	
材料貯蔵品		53,431	
短期貸付金			
前払費用			
その他		2,000	
貸倒引当金	△	19,301	
流動資産合計		2,196	
		877,598 ①	
II 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		96,345	
減価償却累計額	△	29,434	66,911
機械・運搬具		105,099	
減価償却累計額	△	60,917	44,182
工具器具・備品		15,699	
減価償却累計額	△	10,191	5,508
土 地			49,378
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計		165,981 ②	
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他		678	
無形固定資産合計		678 ③	
(3) 投資その他の資産			
投資有価証券			
関係会社株式・関係会社出資金		3,102	
長期貸付金		2,700	
破産更生債権等			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他			
貸倒引当金	△	19,495	
投資その他の資産合計		25,297 ④	
固定資産合計		191,957 ⑤=②+③+④	
III 繰 延 資 産			
創立費			
開業費			
株式交付費			
社債発行費			
開発費			
繰延資産合計		⑥	
資産合計		1,069,555 ⑦=①+⑤+⑥	

千円単位で表示。ただし会社法に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。

負債の部

I 流動負債

支払手形	331,825
工事未払金	118,065
短期借入金	3,000
リース債務	
未払金	
未払費用	10,900
未払法人税等	
未成工事受入金	13,500
預り金	
前受収益	358,750
引当金	2,319
その他	
流動負債合計	2,017
	840,378 ⑧

II 固定負債

社債	
長期借入金	
リース債務	118,786
繰延税金負債	
退職給付引当金	
負債のれん	2,409
その他	
固定負債合計	
負債合計	121,195 ⑨
	961,573 ⑩=⑧+⑨

設定目的を示す名称を記載する。

退職給付引当金

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金	40,000 ⑪
(2) 新株式申込証拠金	0 ⑫
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	⑬
(4) 利益剰余金	
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	
準備金	
積立金	30,000
繰越利益剰余金	32,982
利益剰余金合計	67,982 ⑭
(5) 自己株式	△ ⑮
(6) 自己株式申込証拠金	⑯
株主資本合計	107,982 ⑰=⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	⑰

III 新株予約権

純資産合計	107,982 ⑱=⑰+⑱
負債純資産合計	1,069,555 ⑳=⑩+⑱ (㉑と㉒は一致する。)

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の当期末残高の各数値と一致する。純資産合計額と一致する。

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の純資産合計額と一致する。

【財産的基礎等について】

許可要件として、倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。既存の企業にあっては、申請時の直前の決算期における財務諸表において判断します。（詳しくは「建設業許可申請の手引き」P9参照）

※財産基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

【一般建設業の許可を受ける場合】次のいずれかに該当する者であること。

- ① 自己資本の額（純資産合計額）が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

【特定建設業の許可を受ける場合】次のすべての基準を満たす者であること。

- ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
 - ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。（利益剰余金合計額+資本剰余金合計額）÷資本金の額×100≦20
- ② 流動比率が75%以上であること
 - ・流動資産を流動負債で除して得た数値の百分率です。（流動資産合計額÷流動負債合計額≧75%）
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額（純資産合計額）が4,000万円以上であること。

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会社名) 株式会社 近畿建設

		千円	
I 売上高	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の合計額と一致する。	1,436,520 ①	
完成工事高		②	1,436,520 ③=①+②
兼業事業売上高			
II 売上原価	完成工事原価報告書の完成工事原価の額と一致する。	1,250,190 ④	(④=②)
完成工事原価		⑤	1,250,190 ⑥=④+⑤
兼業事業売上原価			
売上総利益(売上総利益)		186,330 ⑦	
完成工事総利益(完成工事総損失)		⑧	186,330 ⑨=③-⑥
兼業事業総利益(兼業事業総損失)			=⑦+⑧
III 販売費及び一般管理費			
役員報酬		25,080	
従業員給料手当		52,713	
退職金		501	
法定福利費		3,253	
福利厚生費		4,060	
修繕維持費		575	
事務用品費		2,571	
通信交通費		7,321	
動力用水光熱費		688	
調査研究費			
広告宣伝費		2,745	
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費		8,978	
寄付金			
地代家賃		7,064	
減価償却費		7,091	
開発費償却			
租税公課		2,392	
保険料		1,264	
雑費		6,857	
営業利益(営業損失)			133,157 ⑩
			53,172 ⑪=⑨-⑩
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金		5,824	
その他		1,563	7,387 ⑫
V 営業外費用			
支払利息		21,181	
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他			21,181 ⑬
経常利益(経常損失)			39,378 ⑭=⑪+⑫-⑬
VI 特別利益			
前期損益修正益			
その他		4,550	4,550 ⑮
VII 特別損失			
前期損益修正損			
その他		10,010	10,010 ⑯
税引前当期純利益(税引前当期純損失)			33,918 ⑰=⑭+⑮-⑯
法人税、住民税及び事業税		13,000	
法人税等調整額		△2,000	11,000 ⑱
当期純利益(当期純損失)			22,918 ⑲=⑰-⑱

様式第十七号
「株主資本等
変動計算書」
の当期純利益
と一致する。

完成工事原価報告書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

(会社名) 株式会社 近畿建設

千円

I 材料費 350,053

II 労務費 146,272
(うち労務外注費 20,000)

III 外注費 515,093

IV 経費 238,771
(うち人件費 66,610)

基本的に経費のうち従業員給与手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費を計上する。

完成工事原価

1,250,190 ② (②=④)

科 目	摘 要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

(会社名) (株) 近畿建設

千円

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株 予約権	純資産 合 計	
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等計			
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金 任意 積立金	繰越 利益 剰余金									利益 剰余金 合計
当期首残高	40,000					5,000	25,000	18,864	48,864		88,864						88,864
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配 当								△3,800	△3,800		△3,800						△3,800
当期純利益								22,918	22,918		22,918						22,918
自己株式の 処分																	
任意積立金 の積立							5,000	△5,000									
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																	
当期変動額合計							5,000	14,118	19,118		19,118						19,118
当期末残高	40,000					5,000	30,000	32,982	67,982		107,982						107,982

当期の貸借対照表の
「純資産の部」の各数
値と一致する。

注 記 表
自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

（会社名）（株）近畿建設

- 注
- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）
- イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② 販売用不動産
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
- ② 無形固定資産 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金の計上基準
- 一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 工事収益の計上基準
- 期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
- (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
- 税抜方式
- 経営事項審査を受ける場合は税抜方式で記載する。
- (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 該当なし
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
- (1) 担保に供している資産及び担保付債務
- ① 担保に供している資産の内容及びその金額
- ② 担保に係る債務の金額
- (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- 受取手形割引高 〇〇〇〇千円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 該当なし
- 9 株主資本等変動計算書関係
- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- 普通株式 〇〇〇〇株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- 普通株式 〇〇〇〇株
- (3) 剰余金の配当
- 平成27年6月1日 定時株主総会
- ア 配当総額 〇〇〇〇円
- イ 一株あたりの配当額 〇〇円
- ウ 配当原資 利益剰余金
- エ 基準日 平成26年3月31日
- オ 効力発生日 平成26年8月1日
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- なし

- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 15 一株当たり情報
 - (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 18 その他

(記載方法)

記載を要する注記は、以下のとおりです。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制 限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、 ×・・・記載不要

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

貸借対照表の流動資産の完成工事未収入金の額と一致する。

貸借対照表の流動資産の短期貸付金の額と一致する。

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

貸借対照表の固定資産の長期貸付金の額と一致する。

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

〇 附 属 公 司 有 価 証 券 の 明 細 表													
株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社 債	銘 柄	期 首 残 高			当期増加額	当期減少額	期 末 残 高			摘要			
		取得価額		貸借対照表計上額			取得価額		貸借対照表計上額				
			千円	千円	千円	千円		千円	千円				
	計												
その他の有価証券													
	計												

附属明細表は、株式会社で、資本金の額が1億円超もしくは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の会社のみ提出が必要です。

ただし、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借 入 先	金 額	返 済 期 日	摘 要
	千円		千円
計			

貸借対照表の流動負債の部の短期借入金の額と一致する。

8 長期借入金明細表

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

貸借対照表の固定負債の長期借入金の額と一致する。

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

記載要領

- 1 株式会社で、資本金の額が1億円超もしくは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の会社のみ添付が必要です。
- 2 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する場合は、付属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができます。この場合は、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付してください。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示してください。
（ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和44年 4月 1日	創業	事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載。
	昭和48年 4月 1日	株式会社 近畿建設 設立（資本金 1,000万円）	
	昭和56年 6月 2日	東京営業所開設	
	昭和61年11月 1日	資本金の増額（資本金40,000万円）	
	年 月 日		
	年 月 日	商号又は名称、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開 等について記載。	
	年 月 日		
	年 月 日		創業以後最初に許可を取得した年月日を記載する。

建設業の登録及び許可の状況	昭和49年 5月16日	最初の建設業登録 大阪府知事許可（特49）第1234号 土木、とび・土工	
	昭和60年 8月18日	建設大臣許可（許可換え新規）（特-60）第12345号 土木、とび・土工	
	平成28年 6月14日	国土交通大臣許可（業種追加）（般-28）第12345号 管	
	年 月 日	更新の記載は省略できる。失効や廃業については記載が必要。	
	年 月 日		
	年 月 日		記載する内容は ①申請の種類（新規・許可換え新規・般特新規・業種追加） ②登録又は許可番号 ③登録又は許可を受けた業種 ・・・業種については略号を使用しても良い。 （土、建、と・・・等）
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

賞罰	年 月 日	なし	行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合等についても記載する。賞罰がなければ「なし」と記入する。
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
「団体の名称」は、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に提出を行っている団体が対象となる。 加入していない場合は「未加入」と記入。	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主要取引金融機関名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
	近畿銀行大手前支店	大阪中央信用金庫天満橋支店	
・「政府関係金融機関」は独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。 ・本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載する。（例：〇〇銀行〇〇支店）			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)